

平成 29 年 網走市議会
総 務 経 済 委 員 会 会 議 録
平成 29 年 3 月 6 日 (月曜日)

○日時 平成29年 3 月 6 日 午前10時04分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 議案第17号 平成28年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第19号 平成28年度網走市公共下水道特別会計補正予算
3. 議案第20号 平成28年度網走市能取漁港整備特別会計補正予算
4. 議案第21号 平成28年度網走市簡易水道特別会計補正予算
5. 議案第22号 平成28年度網走市介護保険特別会計補正予算中、所管分
6. 議案第23号 平成28年度網走市個別排水処理施設整備特別会計補正予算
7. 議案第24号 平成28年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算中、所管分
8. 議案第25号 平成28年度網走市水道事業会計補正予算
9. 議案第26号 網走市総合計画策定条例制定について
10. 議案第27号 網走市工場立地法準則条例制定について
11. 議案第28号 網走市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
12. 議案第29号 網走市情報公開条例の一部を改正する条例制定について
13. 議案第30号 網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
14. 議案第31号 網走市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について
15. 議案第32号 網走市税条例等の一部を改正する条例制定について
16. 議案第34号 網走市議会議員及び網走市長の選挙における選挙運動の公

17. 議案第35号 費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
18. 議案第36号 網走市農産物高次加工研究所条例を廃止する条例制定について
19. 陳情第31号 財産の処分について
20. 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出等について (H28. 12. 8 継続審査)

○出席委員 (8名)

委 員 長	渡 部 眞 美
副 委 員 長	井 戸 達 也
委 員	小田部 照
	川原田 英 世
	工 藤 英 治
	佐々木 玲 子
	田 島 央 一
	松 浦 敏 司

○欠席委員 (0名)

○委員外議員 (1名)

議 長	山 田 庫司郎
-----	---------

○傍聴議員 (5名)

金 兵 智 則
栗 田 政 男
永 本 浩 子
平 賀 貴 幸
古 都 宣 裕

○説明者

副 市 長	川 田 昌 弘
企画総務部長	岩 永 雅 浩
経 済 部 長	後 藤 利 博
観 光 部 長	二 宮 直 輝
水産港湾部長	河 野 宣 昭
建 設 部 長	石 川 裕 将

水 道 部 長	佐々木 浩 司
企画調整課長	高 井 秀 利
企画総務部参事	鈴 木 聡
総 務 課 長	岩 尾 弘 敏
職 員 課 長	小 松 広 典
財 政 課 長	秋 葉 孝 博
税 務 課 長	野 呂 俊 広
商工労働課長	田 口 徹
農 政 課 長	川 合 正 人
観 光 課 長	伊 倉 直 樹
水産漁港課長	脇 本 美 三
建 築 課 長	小 原 功
都市開発課長	立 花 学
土木管理課長	高 橋 勉
土木管理課参事	阿 部 昌 和
営 業 課 長	児 玉 卓 巳
施 設 課 長	吉 田 憲 弘
下 水 道 課 長	中 村 昭 彦

選管事務局長	(総務課長)
選管事務局参事	合 坂 博 樹

○事務局職員

事 務 局 長	大 島 昌 之
次 長	永 倉 一 之
主 査	寺 尾 昌 樹

午前10時04分開会

○渡部眞美委員長 おはようございます。

ただいまから総務経済委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、議案18件、要請1件について審査をいたします。

進行につきましては、最初に企画総務部関係の議案を審査いたしまして、理事者の入れかえをした後、経済部、観光部、水産港湾部関係の議案を審査いたします。

その後、再度入れかえをいたしまして、建設部、水道部関係の議案の順に審査をいたします。

その後、理事者を入れかえして、要請1件と継続審査となっている地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出等についてを審査したいと思います。

それでは、最初に人件費等関係ですが、議案第17号の人件費分と、議案第19号の人件費分、議案第22号中の当委員会所管分、議案第24号中、当委員会所

管分、議案第31号が関連しておりますので、職員課より一括した説明を求めたいと思います。

○小松広典職員課長 議案資料49ページをごらんいただきたく存じます。

人件費の補正概要について御説明申し上げます。

人件費補正につきましては、各会計にわたっておりますが、ここでは一般会計と特別会計をあわせた総額で御説明申し上げます。

人件費補正総額は、4,196万4,000円の追加でございます。

市長等では16万8,000円の追加でございまして、内訳としまして、今年度の人事院勧告に準じた給与改定によります期末手当の0.1月分の増に伴う16万8,000円の追加でございます。

議員分についてであります。市長等同様、期末手当の0.1月分の増に伴います68万3,000円の追加でございます。

一般職では、4,111万3,000円の追加でございまして、内訳としましては①人事院勧告に準じた給与改定により1,826万円の追加、②中途退職者への退職手当は2,285万3,000円の追加となっております。

人件費の補正概要は以上でございます。

○渡部眞美委員長 議案第31号もあわせてお願いいたします。

○小松広典職員課長 議案資料84ページ資料14号をごらん願います。

議案第31号網走市職員給与条例等の一部改正概要について御説明申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取り扱いに準じて、一般職の給与並びに常勤の特別職、市議会議員の期末手当の支給月数を改定し、その他手当について整理しようとするものでございます。

改正する条例は、網走市職員給与条例、網走市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例、網走市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、網走市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、網走市職員の任免及び服務に関する条例等の一部を改正する条例の6条例でございます。

改正内容でございますが、本年度の人事院勧告の国家公務員の取り扱いに準じた(1)一般職の給与につきまして、①は給料表を国家公務員俸給表に準じて改正しようとするもので、給料表で平均0.2%の引き上げとなっており、初任給若年層に重点を置

いた引き上げ内容で、初任給では高卒・短大卒・大学卒それぞれ1,500円の引き上げとなっております。

②の勤勉手当の改正でございますが、下の表をあわせてごらんください。

期末勤勉手当の年間支給月数の5、現行の4.2月から4.3月とし、引き上げ分の0.1月分を平成28年度分につきましては12月期の勤勉手当に、平成29年度以降につきましては6月期、12月期の勤勉手当にそれぞれ0.05月を加えるものでございます。

同様に、再任用職員及び特定任期付職員は年間0.05月の引き上げとなっております。

続いて、議案資料85ページをごらんいただきたいと存じます。

③は扶養手当の改正でございますが、下の表をごらんください。

配偶者は現行1万3,000円を6,500円へ、子は現行6,500円を1万円へ、また配偶者がいない場合の1人目の特例1万1,000円を廃止する内容でございます。

また、④のその他手当の整理につきましては、静湖園の閉園に伴い、支給実績のない宿日直手当を廃止し、また派遣などで大都市圏に在勤する職員に対し、地域手当を創設しようとするものでございます。

(2)の常勤の特別職及び市議会議員の期末手当については、年間支給月数を現行の4.2月から0.1月引き上げ4.3月とするもので、平成28年度分につきましては12月期に0.1月を、平成29年度以降は6月期、12月期にそれぞれ0.05月を加えるものでございます。

施行期日につきましては、(1)①の一般職にかかる給料表の改正、平成28年度にかかる②の勤勉手当、(2)の常勤の特別職及び市議会議員の期末手当の改正は公布の日から施行し、在職者は平成28年4月1日から適用しようとするもので、平成29年度以降の(1)②の一般職の勤勉手当支給月数、(2)の常勤の特別職及び市議会議員の期末手当支給月数の改正、(1)③の扶養手当の改正、④の一般職のその他手当の廃止、創設は平成29年4月1日から施行しようとするもので、扶養手当については、1年間の激変緩和措置を講じようとするものでございます。

条例の新旧対照表については、後段に添付してあるとおりでございます。

以上です。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

質疑ございませんか。

○田島央一委員 ただ今説明いただいた85ページのその他手当の整理で1件確認したいのですが、大都市圏への派遣にかかる地域手当を創設するとありますが、大都市圏はどこを想定されているのでしょうか。

○小松広典職員課長 大都市圏への派遣でございますけれども、北海道との人事交流というのがございまして、それでいきますと札幌市が該当する地域となっております。

○渡部眞美委員長 よろしいですか。

ほかございますか。

○松浦敏司委員 同じく85ページの③のところで、配偶者が減って、そして子供の部分では上がるというふうになっているのですが、結果として職員にとってはどのような影響が出るのか、伺います。

○小松広典職員課長 この金額の改正によりまして、総額のところで比較してみたところ、それほど影響がないと言いますか、総額では変化はなかったところです。

○松浦敏司委員 その辺は確認いたしました。

それで49ページと84、85ページは関連しているのですが、ここでいわゆる人事院勧告に基づいて0.1月をプラスするということでありますけれども、この人事院勧告に関係するもので言えば、議員は対象にならないのではないかというふうに私は思っているのですが、その辺はどのようにになっているのでしょうか、確認したいと思います。

○小松広典職員課長 特別職につきましても同様に改正をかけるのですが、民間の支給月数というところの調査で、この水準というような内容ですので、同様に議員分の期末手当についても改正しようとするものでございます。

○松浦敏司委員 それはそれで一般職や常勤の特別職についてはわかるのですが、議員はその対象から外れるのではないかと私は認識しているのですが、その辺、確認したいのですが。

○岩永雅浩企画総務部長 人事院勧告ですけれども、そもそも人事院勧告は国家公務員に対して出される勧告というふうに認識をしまして、地方公務員についてはそれに準じた形で判断をするというふうに考えておりますので、委員おっしゃるように議員が当てはまるかどうかという、地方公務員を

含めて当てはまらないというふうに考えています。

○松浦敏司委員　そういう意味では、議員については、とりわけこの人事院勧告には直接的にはかかわらないというふうに思いますので、この分については、私としては賛同できないということでありま

す。

○渡部眞美委員長　ほか質疑ございますか。

○川原田英世委員　補正の部分49ページのほうで伺いたいのですが、2の②番退職手当増による部分の内訳を教えてくださいなのですが。

○小松広典職員課長　今回の退職手当増による2,285万3,000円の内訳ですけれども、こちら2名分の補正になります。

○渡部眞美委員長　よろしいですか。

ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、ここでお諮りをしたいと思います。

人件費等関係分ですが、議案第17号中、人件費分については、大方の賛成者をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

議案第19号中、人件費分については、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたします。

議案第22号中、当委員会所管分、並びに議案第24号中、当委員会所管分について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたします。

続きまして、議案第31号について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長　次に、議案第17号の総務費関係について説明を求めてまいります。

また、一般会計補正予算に伴う繰越明許費補正、債務負担行為の補正もあわせて説明を求めます。

最初に、総務費のうち、企画調整課関係の「おい

しいまち網走」PR事業、東京農大学生確保対策支援補助金、ふるさと寄附基金積立金について説明を求め、また、一般会計補正予算に伴う債務負担行為もあわせて説明をお願いいたします。

○高井秀利企画調整課長　議案資料30ページをごらん願います。

平成28年度一般会計企画振興費及び財政調整基金費補正予算、「おいしいまち網走」PR事業及びふるさと寄附基金積立金について御説明申し上げます。

補正の理由であります。ふるさと寄附につきましては、平成28年度も多くの方々に御賛同いただいております。昨年の第4回定例会にて経費の追加補正を行いましたが、12月末で既に補正後の予算額を大幅に超えたことから、さらに経費の追加補正をするものです。

追加補正する内容といたしましては、事業に係る業務手数料として8,719万2,000円、ふるさと寄附基金積立金として8,280万8,000円、合計1億7,000万円を計上するものです。

補正額の(1)歳出予算は記載のとおりです。

財源内訳は、全額寄附金1億7,000万円となっております。

(2)歳入予算の科目及び補正額につきましては記載のとおりであります。

以上で説明を終わります。

引き続きまして、議案資料31ページをごらん願います。

平成28年度一般会計企画振興費補正予算、東京農大学生確保対策支援補助金について御説明申し上げます。

東京農業大学生物産業学部が実施いたします学生確保対策事業のうち、市内及び友好都市連携校からの学生確保に対しまして支援を行っておりますが、現年度予算を翌年度入学者に交付をしているため、対象者の把握に苦慮していることから補助金の交付年度を変更し、交付事務の円滑化を図りたいと東京農大より申し出があったことから、平成29年4月の入学者から平成29年度予算にて対応することとし、平成28年度予算を執行せずに減額補正をしようとするものであります。

減額補正する内容としては、入学者への支援補助金300万円です。

補正額の(1)歳出予算は記載のとおりです。

財源内訳は、財産運用収入150万円、一般財源150

万円となっております。

(2) 歳入予算の科目及び補正額につきましては記載のとおりであります。

続きまして、議案資料23ページ資料7号をごらん願います。

平成28年度一般会計債務負担行為の補正予算のうち、ふるさと寄附金特産品等カタログギフト事業業務委託について御説明申し上げます。

ふるさと納税に係る業務委託についてでございますが、平成29年度当初より移行が必要となるため、平成28年度中から契約事務を取り進める必要がございますので、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

こちらは契約の際には、今後見込まれる寄附金が確定いたしませんので、限度額を業務委託に係る費用のうち市が負担すべき額とするものでございます。

以上です。

○渡部眞美委員長 それでは審査に移ります。

質疑ございますか。

○田島央一委員 ふるさと寄附のことなのですが、追加補正というか補正に次ぐ補正ということで喜ばしい部分があるのかなと思うのですが、一方で、ポイントがたまって、商品に交換していないという部分の数値もちゃんと抑えなければいけないと思っているのですが、現時点でどの程度交換していないポイントがあるのか、見解をお伺いします。

○高井秀利企画調整課長 現時点でのポイント未利用分の額について、詳細な額は把握していないのですが、ポイントが失効しないように使うことを促すということを委託先の事業者もやっておりますし、私どももメール送信等で流しておりますので、今後も、ポイントが残らないような形できちんと消費していただけるようなところについては、配慮していきたいと思っております。

○田島央一委員 市のほうで数字は把握していないということなのですか。

○高井秀利企画調整課長 今、手元に数字がないということで、数字はすぐ出すことができます。

○田島央一委員 できれば出していただいて昨年度分なのか、一昨年分なのか、確か2年で失効するはずだったので、その数字の分析というのを企画のほうからお聞きしたいと思っています。

問題意識としては、熊本の震災があったときに商品に交換しないで、ポイントをそのままにしておけ

ば市に寄附したというような位置づけで皆商品に交換しないで、とにかく寄附したらそのままですというようなことが結構あったので、もしかしたらそういう勘違いをされている、寄附をいただいた方にそういう意識がもしかしたらあるのか、今、調べていただいているのなら、その辺は数字を見て答弁いただきたいと思っています。

○渡部眞美委員長 そこがないと質疑に次移れないので、そのほかで何かある方いらっしゃいますか。

○松浦敏司委員 ふるさと寄附金が始まって、確か前大場市長のときから始まっていると思うのですが、年々、その寄附の額がふえてきているのですが、トータルでいえばどれくらいふるさと寄附金という形での寄附というのが寄せられているのか、伺いたいと思います。

○高井秀利企画調整課長 平成20年度からふるさと寄附というものを開始しているのですが、20年度から26年度までの7年間で約3億9,000万円の寄附が集まっております。平成27年度は、返礼品の取り扱いを始めたことによりまして、5億9,300万円という数字になっております。

平成28年度につきましては、2月末現在で7億2,000万円の寄附をいただいております。

○松浦敏司委員 大変ありがたい寄附だというふうに思います。

それぞれ思いがあって、有効に使ってほしいということでの寄附だというふうに思います。

新年度でもこれを使つての事業が幾つか見られておりますので、それはぜひ有意義に、寄附に賛同していただいた人たちの思いをぜひくみ取って、しっかりと取り組んでほしいというふうに思います。

私のほうからは以上です。

○渡部眞美委員長 ほかに質疑ございませんか。
ないですね。

暫時休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時33分再開

○渡部眞美委員長 再開いたします。

先ほどの田島委員の質疑に対する答弁からお願いしたいのですが。

○高井秀利企画調整課長 ポイントの未執行の分になりますけれども、3月6日現在で9,469件、1億8,688万8,001円となっております。

○田島央一委員 ポイントの分析として先ほど申し上げたのですが、2年で失効するので一昨年と昨年

の分という形になるかと思うのですが、金額のそれぞれ分析を教えてください。

○高井秀利企画調整課長 現状は、追加で寄付をされると有効期限が延びてしまうので、有効期限単位でこのポイントの未執行を把握していますので、年度ごとでは額が出せない状況になっております。

傾向としましては、やはりポイントの端数の分が多いという状況がありまして、今1,500ポイント以下の商品がないと、返礼品がないということで使われていない方もいらっしゃるという状況と、有効期限が2年間ありますので、2年間それは使えると把握されていますので、使われていないという方もいらっしゃいます。

そういう状況になっております。

○田島央一委員 承知しました。

それで、1,500ポイントの商品がないということなのですが、例えば事業主さんに対して、そういう商品の設定を促すとか、そういったことを今後したほうがいいのではないかと思います。

○高井秀利企画調整課長 ポイントが執行されるように、商品開発等も協力業者の方をお願いしていきたいと思っております。

○田島央一委員 あともう1点なのですが、年度ごとに分かれていないということと、寄附を続けていくと延長という形になるというのは、今、答弁を聞いて承知したのですが、事業者のほうから聞くと、トータルのポイントが業者さんのほうが把握しているということで、それに合わせて在庫の確保をしているというふうに聞いているのですが、そうすると、ポイントがどんどんたまっていくと、業者さんはそれに対応しなければいけないので、その分の返戻品の確保をしなければならないと。

そうすると、過度にポイントがたまっていくと、事業主さんのほうでどんどん在庫を抱えなければいけないと、それに対応しなければいけないという形になりますので、その辺の対応が大変なのかなというのと、網走の場合、水産加工品がかなりの部分を占めていますので、余り業者さんが抱えてしまうと値段が釣り上がってしまって、昨年もそうだったのですが、春カニのお祭りがあった時にカニを出す数量が足りないとか、チケットを売れば売れば赤字になるとか、市民生活に相当な影響も出てくるので、この辺を是正するためにポイントはなるべく早く使ってもらいたいとか、先ほど言ったような1,500ポイントで交換できるような商品の開発を業

者さんに促すとか、そういった取り組みをしていただきたいと思うのですが、その辺についての御見解をお願いしたいと思います。

○高井秀利企画調整課長 寄附された方は、特定の商品を決めないで寄附をされる方がいらっしゃるの、どの商品の在庫だとかということを考えずに、持っているポイントをどう使おうかなというふうに考えていらっしゃるの、特定の商品の在庫のためにというとなかなか難しい状況にはありますので、ポイントの未利用分がないような、2年間有効期限があるところを比較的早く使っていただきたいというのなかなか苦しいところではあるのですが、ポイントの利用については皆様に促していきたいと考えております。

後、市民生活の影響の部分に関しましても、事業者の方とまた新年度説明会をやりたいと思っておりますので、何かいい方法があれば、お話を聞きながら改善していきたいというふうに思っております。

○田島央一委員 承知しました。善処していただければと思います。

○川原田英世委員 「おいしいまち網走」についてなのですが、伸びてきているということは、いろいろと課題はあるにしても、それはうれしいことだと思うのですが、事業者は、今はJTBとANAですか。結構増えてきていますね。

テレビを見ると「さとふる」などすごく宣伝をしていたり、ソフトバンクの子会社がやっているということで、いろいろインターネットを見ても、すごく宣伝広告費を使っているのだと思って見ていたりするのですが、そういった形でいろいろな事業者が参入してきているというのは把握しているのですが、今後、どこかとまた新たに契約しようとかそういったお考えはあるのか、お伺いします。

○高井秀利企画調整課長 新年度につきましては、今のところ今の体制で寄附を受けていくというところと考えておりまして、その後、寄附を受けるチャンネルをふやすことができるのかどうかという体制も含めて、次年度また検討することになると思います。

○川原田英世委員 わかりました。

どちらかというと、質問がちょっと予特の内容だったかもしれません。申し訳ありませんでした。

次に、その隣の東京農大学生確保の部分でお伺いしたいのですが、市内友好都市の方が対象ということで、私も網走の高校を出ていますので、多分その

当時からされていた事業だったのではないのかなと思うのですが、友好都市に関しては、どのように学生に対してこの事業の説明をされているのか、お伺いしたいのですが。

○高井秀利企画調整課長 友好都市の受験者の方への周知ですけれども、各市の広報誌にさせていただきまして、こういう取り組みをやっているということを市の広報誌のほうでお願いをしております。

○川原田英世委員 わかりました。

何年前からやっていたなど把握していないのでそこを伺いたいのと、これまでの成果というか、どれだけこの補助金を受けられている学生がいるのか、把握している範囲で構わないので、教えていただきたいのですが。

○高井秀利企画調整課長 友好都市につきましては、平成27年4月の入学者から取り組んでおります。

友好都市からの入学者につきましては、28年度入学者の3名という実績になっております。

○川原田英世委員 わかりました。

27年で3名ということですね。今後も、友好都市でその輪が広がっていきばいいなと思いますので、継続してお願いしたいというふうに思います。

これは減額補正ということで、交付時期の改正ということで今後も続けられていくと思うのですが、この額をこれから先変更する予定があるのか、このままの大体この金額でいくという形なのか、お伺いしたいと思います。

○高井秀利企画調整課長 予算額につきましては、財政課と調整をしながら決定をしているのですが、新年度も300万円ということで同額の予算を計上しております。

当面この額を変更するという考えはございません。

○渡部眞美委員長 ほかがございますか。

○松浦敏司委員 ふるさと寄附の関係で、先ほど3月6日の段階で1億1,000万円ほどのまだ未執行ということ、使われていないということであったのですが、継続する人たちはいいのですけれども、例えば継続でなくて、結果として失ってしまったというその部分については、どのような扱いになってしまっているのでしょうか。

○高井秀利企画調整課長 ポイントが失効する方につきましては、JTBとの契約の中で、ポイント相当額のものをこちらからお送りすることにな

っております。

どうしても連絡がつかない方ということになりますと、そのお持ちのポイントに相当するようなものを返礼品として送ることになっております。

○松浦敏司委員 そういう意味では、寄附をした方に対しては、何らかの形で最終的にはそれ相応のものが送られるということで、どこかに滞留するということはないということで、理解いたしました。

○渡部眞美委員長 ほかがございますか。

○川原田英世委員 前の質問に関連して、ポイント失効になればそれに見合ったものをお送りすること、それはもう、そのポイントに見合ったものを今あるリストの中からお送りすると。

それは、連絡もせずに送るということで理解していいのでしょうか。

○高井秀利企画調整課長 ポイントを使っていただくように連絡はとっているのですけれども、どうしてもやはり連絡がとれない方が中にはいらっしゃいますので、その方につきましてはJTB西日本とポイント相当額の商品というものを相談をしながら物を決めて、こちらから自動的に送らせていただくということをとりたいと思っております。

○川原田英世委員 わかりました。

ただ先ほど御説明をいただいたように、端数で1,500ポイントだとかそれ以下だと商品がないということもありますので、それはこれからぜひ検討していただきたいというふうに思うのですけれども、少額になれば記念切手など、そういうことになってくるのかなと思うのですが、それと同時にほかの町の、JTBではないと思うのですけれども、サイトを見ると市に寄附しますという寄附欄、返戻品としてそもそも市に寄附しますという項目があったりするところも見受けられますので、そこはJTBと御相談していただく必要があると思うのですが、例えば、端数でどうしても交換できないポイントがあった場合、そこを選択していただくような取り組みも必要になってくるのかなというふうに思いますので、ぜひとも検討をお願いいたします。

○渡部眞美委員長 答弁は。

○川原田英世委員 いただきましょう。

○高井秀利企画調整課長 もともと寄附をした時点でポイントは要りませんというチェック項目はあるのですが、寄附をした後の残数のポイントに関して、それを放棄するということはありませんので、そこを創設できるかどうかも含めてJTBと相

談しながら検討してみたいと思います。

○渡部眞美委員長 ほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

次に、総務費のうち企画調整課関係の日体大高等支援学校屋内直線走路整備事業補助金についてと、あわせて一般会計補正予算に伴う繰越明許費補正もあわせて説明を求めます。

○鈴木聡企画総務部参事 資料の32ページをごらんください。

平成28年度一般会計企画振興費補正予算、日体大高等支援学校屋内直線走路整備事業補助金について御説明申し上げます。

補正の理由についてですけれども、国の補正予算で創設されました地方創生拠点整備交付金を活用いたしまして、学校法人日本体育大学が行う屋内直線走路の整備を支援するために追加補正するものです。

整備計画の概要についてですが、学校敷地内にある陸上直線走路を屋内化することで、雨や雪など天候や季節に左右されることなく、1年を通じて利用できる環境を整えまして、障がい者スポーツ教育の向上、障がい者アスリートや指導者の育成及びトップアスリートの合宿誘致など、障がい者スポーツの推進とスポーツの拠点づくりを目指す計画となっております。

追加補正する内容といたしましては、屋内直線走路整備に係る補助金2億6,500万円を計上するものです。

補正額の(1)歳出予算は記載のとおりです。

財源内訳につきましては、国庫補助金1億3,250万円、市債1億3,250万円となっております。

(2)歳入予算の科目及び補正額につきましては記載のとおりです。

なお、本事業の年度内の完了が見込めないことから、事業費の全額を翌年度に繰り越しすることといたします。

説明は以上です。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

質疑ございますか。

○小田部照委員 すばらしい事業で、すばらしい整備ができるのだなと思っているのですが、これはちなみに、網走市民も一時的にというか利用はできるようなことなのでしょう。

○鈴木聡企画総務部参事 基本的には、学校教育で

使うということがメインなのですが、日体大自体が、市民の方にも広く使っていただきたいということもございまして、調整の上、一般の方にも使っていただくような形の計画になると思っております。

○小田部照委員 わかりました。

市民が日体大を利用するということは、市民の理解と協力などの活動が盛んになっていくと思いますので、ぜひ市民の利用も検討していただきたいと思っています。

○渡部眞美委員長 ほかございますか。

○川原田英世委員 日体大の施設の整備ということで、先日も道新に校舎の記事が出ていて、いよいよだなというふうに受け取っています。

また、網走市内の各団体等も何か一緒に協力してやればというふうな空気が徐々にできてきたのかなというふうに受け取ってまして、非常に期待しているところであります。

それを踏まえて、幾つかお伺いしていきたいのですが、まず初めに、国の地方創生拠点整備交付金を活用ということですが、日体大に対してということで、これがこの網走市の地方創生とどのように直接かかわってくるのかというところが見えづらい部分であるものですから、その点、この地方創生という部分とこの整備にかかわってどのような創生につながっていくのか、また、まち・ひと・しごとで抱えたKPIなどとの目標をクリアする上でどのようにかかわっていくのか、その点についてまず御説明いただきたいのですが。

○鈴木聡企画総務部参事 計画自体は、走路を整備して競技力をアップするというのがメインかと思うのですが、先ほど言いましたけれども、一般の方にも使っていただくと、あわせましてスポーツのまち網走ということで合宿も盛んに行われておりますので、そうした屋内走路についてもそういった利用を通じて合宿がふえてくるのではないかと。

また、道東のエリアにつきましてもこういった施設がないものですから、この施設ができることによって、東北北海道のそういった陸上競技や合宿利用につながるのではないかとということもありまして、そういう面では、地方から網走に人が集まってくる、合宿を通じて集まってくる、そういった施設を目指して集まってくるということに関しまして、人が集まってくるという意味で地方創生につながるのではないかとというふうに考えております。

○川原田英世委員 わかりました。

場所については、多分、川沿いの部分だと思うのですが、競技の内容として150メートル走ということで、合宿というお話が今あったところなのですが、合宿といってもどういった、例えば、同時に何人走るのかとか、タイムを計って1人ずつ走っていくのであれば、それはそれなのかもしれないのですが、どれだけの合宿の受け入れ人数をそこでできるのかなど、そういったことをどういうふうに考えておられるのか、お伺いします。

○鈴木聡企画総務部参事 施設の計画といたしましては、現在4レーン走れるという施設を計画しております。

同時に走れるのは4人ということなのでしょうけれども、距離が長いスパンをとっておりますので、4人だけということではないと思いますので、そうした意味では、いろいろな使い方ができるのではないかというふうには考えております。

想定している合宿の人数等ということがありましたけれども、具体的にはそういった陸上や陸上に限らず、いろいろなスポーツができるのではないかというふうに考えておりますので、例えば、通常やっている競技場の中でも雨が降った時に使うとかいろいろな使い方ができると思いますので、そういった想定の中で利用が図られると思っております。

それと、今、走路のほかに既存の体育館がありますけれども、そこを併用して利用することで体育館には運動器具もございますので、そうしたトレーニングプラス走路を利用したということができのではないかというふうに考えております。

○川原田英世委員 わかりました。

合宿に対しては、そのような形で中の体育館も利用していただいて、あわせて走路も利用していただいと誘致を勧めていきたいということでありました。

先ほど小田部委員からもあったように、市民も使えるというところ、これがすごく重要なのではないかというふうに思っているのですが、市民に対してもそのように中の体育館もあわせて使えるというような形を考えているのかお伺いします。

○鈴木聡企画総務部参事 一般利用の周知の方法については、またこれから協議していくことになると思うのですが、そういった部分については、市民に対してのPRというのはこれからやっていかなければなりませんけれども、具体的な走路の利用

と体育館の利用について、こういったメニューもありますよという計画も日体大のほうで考えているようですので、そういったメニュー等も含めて、今後PRしていくような形にしたいと思っています。

○川原田英世委員 市民も使えるようになればPRしていただいて、ぜひ使っていただくようにしていく必要があると思うのですが、別の委員会でも議論が行われるのではないかと考えているのですが、まだ検討中ということですが、もし利用されるということになれば、使用料とかそういうのは市民から取る予定、取るような考えがあるのかお伺いします。

○鈴木聡企画総務部参事 利用料については、今後日体大のほうで利用料の設定というふうになっていくと思いますけれども、価格の設定等につきましては日体大のほうで検討していくことになると思っております。

○川原田英世委員 今後の検討ということでありますので、日体大と協議の上ということなのだと思います。

先ほど合宿の利用を想定される方というふうに伺ったのですが、市民の利用も積極的に考えられているということで、どれだけの市民の方を想定されているのかもあわせて伺いたいと思います。

○鈴木聡企画総務部参事 具体的な想定人数というのは今のところ把握していませんけれども、施設自体、走路自体が直線走路4レーンということで、大人数で利用となると、危険度も高まるということもあるかと思うので、そういった部分については、調整がある程度必要になってくるのかなと思います。

そういう部分では、日体大さんのほうの利用計画とか、そういったものを把握しながら今後決まっていくものと考えております。

○岩永雅浩企画総務部長 市民の利用についてですが、今、具体については参事が説明しているとおり、学校が主体になりますので、学校とのやりとりをしています。

その中で学校から伝えられているのは、3学年そろわなければ、どのぐらいの頻度で施設の利用があるのか確定できないということなので、市民の利用やその他の合宿の誘致などについては、そのところを確定させた上でないと、今後も同じようなやり方でやるのかどうかということは、約束はできないということです。

午後からはスポーツを中心にした部活動や職業訓

練というのでしょうか、そういったものに分かれていくので、通常の我々が考えている高等学校の体育館の空きぐあいとはちょっと違ってくるのだろうなというふうに思っていますので、それについてはことし・来年・再来年の利用状況を見ながら確定していくことになるというふうに考えています。

○川原田英世委員 それでは、市民の利用とはいっても、ちょっと状況を判断しながら学校側とも調整してということになってくるのだなというふうに理解いたしました。

現実的に建物の部分もお伺いしたいなというふうに思うのですが、補助金ということでもありますので、2億6,500万円ということで、全体の費用というか建設費というのはどのくらいかかるというふうに把握しているのか、お伺いします。

○鈴木聡企画総務部参事 今回補正で2億6,500万円ということなのですが、この部分につきましては、陸上レーンに上屋を設置するという費用を補助するという形になります。

その他に日体大自体が単独でやる部分については、レーンの部分については日体大が単独で行うということになっております。

その部分については想定としては、6,000万円前後というふうには聞いております。

合わせて3億円ぐらいになると思っています。

○川原田英世委員 わかりました。

建物としては市側の補助金で整備をする、完全に市の交付金で整備をすると、下のレーンに関しては日体大のほうで整備をするということで、わかりました。

設備として通年使うということになれば、暖房を入れたり等いろいろとかかってくるのだろうというふうに思うのですが、この維持費のほうは日体大さんのほうで維持管理はしていくということで理解してよろしいでしょうか。

○鈴木聡企画総務部参事 先ほど使用料の話が出ましたが、使用料で賄えない部分もあるかと思うのですが、それも含めて維持管理費に充てるということで日体大が責任をもってやるというふうに理解しています。

○川原田英世委員 わかりました。

実際に繰り越しということになっていきますけれども、いつごろから着工されるというか、計画はどういうふうになっているのでしょうか。

○鈴木聡企画総務部参事 今、詳細については日体

大のほうで詰めておりますけれども、着工自体は、雪解け以降でないとかかれないというふうに聞いておりますので、5月以降の着工になるというふうには考えています。

○川原田英世委員 わかりました。

そういった流れで、来年の夏ごろにはどうなるかわかりませんが、来年度中には使えるような設備になっていくのかなというふうに思うのですが、これは国の交付金を活用して、市の半額市債を入れながら進めていくということでもありますので、地域経済にもしっかりと反映できるようなものになっていただければと思うのですが、日体大に対しての補助金ということでもありますので、市が直接それ以降かかわるということは、どういうふうになっていくのかわかりませんが、これは、工事に関しては日体大から入札で出すとかそういう形になるのでしょうか。

その辺の状況も教えていただければと思います。

○鈴木聡企画総務部参事 あくまでも日体大が事業主体になってやる事業ですので、日体大のほうが入札なりそういう手続きをとって発注するというふうに理解しています。

スケジュールにつきましては、着工が5月以降という話をしていました。

4月以降でそういう入札関係の手続きを整えて、事務を進めるというふうに考えています。

先ほど完成が来年度という話をしましたが、日体大さんの意向としてはことしの雪が降る前までには完成したいというふうに希望を聞いております。

○川原田英世委員 わかりました。

大体内容については、把握をさせていただきました。

やはり市民が使えるということが一番大事になってくると思いますし、市民が使えるということで学校側と市とのつながり、市民とのつながりということも進んでいくのだというふうに思います。

利用と同時に学校の雰囲気を見ていただくということも非常に大事だと思いますし、そういったところでこれからより進めていただきたいと思いますし、使えるようになればシャワー室も使わせてほしいとか、いろいろな具体的な中身が出てくると思いますので、そういった部分も日体大との間に市も入って進めていただきたいと思います。

それと、先ほど入札のことも質問させていただき

ましたけれども、やはり市の業者もそこにちゃんと
かかわっていけるというのは大事だと思いますの
で、地方創生拠点整備交付金ということであります
ので、そういった部分もこれは日体大側のことで
すが、しっかりとかわり合いを持った中で進めてい
っていただきたいというふうに思います。最後は意
見です。

以上です。

○渡部眞美委員長 ほかがございますか。

○田島央一委員 事業主体は日体大ということなの
で、その部分を中心になってこれまで進んできた
と思うのですが、確認ですが、先般この交付金が決定
したと報道されたのは2月の3日付だったと思うの
ですが、新聞で私も承知したのですが、このメニ
ュー自体がもともとあったわけではないと思うので、
こういうことをやりたいというのは日体大側のほう
から市を通じて、地方創生のメニューの中でスポ
ーツのまち網走ですから、その辺の部分でも総合戦略
でも含めてあげている部分はあると思うのですが、
具体のメニューは日体大のほうからこういう整備が
したいということを言われてというか、要望を受け
てこういう動きになったのか、それとも国からポン
とメニューが出てきたのか、その辺の経過を教えて
ほしいのですが。

○岩永雅浩企画総務部長 拠点整備の交付金につ
いては、ハード事業が対象になるということで国から
示されました。

直線走路の整備については、日本体育大学のほう
が将来的な計画ということで、オリンピック・パラ
リンピックに出場できるような生徒を教育するた
めにはそういう機能も必要だなということの計画書
をお持ちで、それは我々も承知していたのですけれ
ども、当面、財政的に厳しいという話もさせていただ
いていましたが、たまたま国の支援策があったの
で、ではこれに乗りましょうかということで両者で
検討に入ったのが発端であります。

日体大は、先ほどから市民との相互利用も、とい
うふうに話していますが、健常者と障がい者が一緒
に活動できるというのは非常に大事なのだというこ
とを言っています。そこが一つ。それからもう一つ
は特色のあるスポーツ施設があることで、今後オー
プンキャンパスなどで実際に入学を考えている子供
や保護者の方にそこを使っただけということもこれ
からはできていくので、そういう面についても生徒
の確保について有利なのだというところもある

て、そういう計画書がつけられたというふうに聞い
ています。

○田島央一委員 経過は承知しました。

先ほどから川原田委員、小田部委員からもお話
がありました市民利用のこともお話が出ていました
が、私のほうからは、オホーツク網走マラソンで
うまくこの施設をPRするようなことも一つなのかな
と思っています。

昨年、本会議でも市のほうから答弁がありました
けれども、オホーツク網走マラソンのほうでは健常
者と障がい者が一緒になって参加できるような今後
の取り組みを進めるということもお話がありました
ので、その中でこの施設はシャワールームだけ使
わせるだけでもいいのですが、そこでマラソンと絡
むような形で使ってもらってそれがPRになって、そ
れだったらということで、またいろいろな形に波及
する可能性もあるので、そこを含めた御検討をもし
ているのであればそれはいいのですが、そういつ
たこともしていただければと思います。

○鈴木聡企画総務部参事 今回、施設整備後の利用
については、いろいろな形で市民にPRなり、周り
の方に使っていただくというもとの計画は持って
おります。

その中で、今おっしゃられたオホーツクマラソン
についてもPRが特に有効ではないかというお話も
ありましたので、そういったアイデアも含めて日体
大さんのほうにも協議していきたいと思っております。

そのほかに、整備に関連してソフト事業も実は交
付金を使ってやると考えております。

その中で、日体大と連携したスポーツ教室であり
ますとか、障がい者のスポーツ教室ですとか、そう
いったものも計画しておりますので、そういった部
分では、今後、健常者と障がい者の融合が図られ
るのではないかとこのように考えています。

○渡部眞美委員長 ほかがございますか。

○川原田英世委員 確認したかったのですがけれ
ども、今後の全体的なビジョンはもう出て、示され
ているというような中身で、それに対してできるこ
とできないことがありながら、今回これは合致して
きたということだというふうに受け取ったのです
が、今後もこういった計画が全体的に示されている
という中で、今後も何かハードの部分での整備が必
要になってくるものというのは示されているのでし
ょうか。

その計画の中で、学校の中で整備計画があると、それに今回合致してこの交付金を用いてということで、レーンを整備しますよということだったので、そのほかにも、今後、何か検討されているものはあるのでしょうか。

○鈴木聡企画総務部参事 今のところ、今回に絡んだ、走路に絡んだ形で、今、体育館と走路の接続部分をやるというふうには聞いていますが、それ以外の部分でハード的な事業というのは今のところ聞いておりません。

○渡部眞美委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ほか質疑ございませんか。

よろしいですか。

〔「よろしいです」と呼ぶ者あり〕

次にいく前に暫時休憩いたします。

午前11時07分休憩

午前11時16分再開

○渡部眞美委員長 再開いたします。

先ほど企画調整課関係分の質疑を終了いたしました。が、よろしいですか。

○田島央一委員 今回の地方創生拠点整備交付金ということで、なかなか箱物をつくったからすぐ数値として反映していくというのは、なかなかこうイメージとしては直結しにくいというところが正直な印象もあるので、例えば何かK P Iを高めるために、今後どういうふうに取り組んでいくのかだとか、そういうところをもう少し御説明いただきたいと思うのですが。

○鈴木聡企画総務部参事 今回の交付金活用につきましては、もちろんハードで交付いただくということもありますけれども、そのほかにハードだけではなくてソフト事業も活発に活用しなさいというような趣旨がありますので、そうした意味ではハードも計画をもって交付金の採択をいただいたところでは。

それで中身としましては、目標値を定めておりますのが3項目ございます。

その一つとして、この事業によって経済波及効果が広がるのではないかとということで、当面、総合戦略においても、ある程度経済波及効果については目標値を示しておりましたが、さらにこの施設利用によって、経済波及効果があるのではないかとということで、約1億円の増加ということで目標値として設定しています。

主にスポーツ合宿ですね、そういった部分で増加の数字を目標値として挙げてございます。

二つ目としまして、パラリンピックの強化選手の輩出ということで、今のところいせんけれども、目標として18名ぐらいのそうしたパラリンピアンを指定するという目標値を設定しております。

三つ目としまして、障がい者の雇用ということを挙げてございます。

施設利用によって障がいの理解が深まるということと、それに伴って障がい者の雇用も増加するという目標値を設定しております。それについても平成32年度を目標値としておりますけれども、基準中としては94名に対して5年後には108名になるという目標値を設定してございます。

○田島央一委員 承知しました。

この走路整備の補助事業以外にもほかのメニューも結構たくさんあったので、セットでということで国からK P Iを高めるなり、何なりということで、効果を出すためにはソフト事業も必要だという認識で、承知しました。

先ほど川原田委員のほうからもありましたけれども、経済波及効果ですけれども、地元の業者さんがちゃんと参入できるような形になっていけばいいなと思っています。

多分、走路整備なので特殊技術があって、専門の業者しかできない部分もあるかもしれないのですが、上物の部分は地元で請け負えるような形になれば、一時的にでも経済波及効果がありますので、そうなればいいなという願いも含めて述べさせていただきました。

とりあえずは以上です。

○渡部眞美委員長 答弁は、よろしいですか。

○岩永雅浩企画総務部長 施設整備にかかわる地元業者のかかわりにつきましては、日体大から所要の手続きが必要なのでということは言われていますけれども、寄宿舍を建設したときも地元業者に参入いただいて協力いただいています。

そのような事例も含めて、日体大には要請をしていますし、そのような形になることを期待しています。

○渡部眞美委員長 ほかによろしいですか。

○川原田英世委員 今の工事の関係、ぜひそういうふうに進めていただければと思います。

K P Iの部分についても、話をいただきましたので理解させていただきました。

1点、K P Iの部分で確認なのですが、スポーツ合宿1億円増というのはわかったのですが、これは期間的にいつまでで1億円増というのを目指しているのか教えてください。

○鈴木聡企画総務部参事 交付金の目標年度が平成32年ということで設定されておりますので、いずれも32年度の目標値ということにしております。

○川原田英世委員 わかりました。

K P Iの目標、32年度1億円、スポーツ合宿での1億円増ということで理解させていただきます。

これは単年度で1億円増を見込んでいると。

32年度には単年度で1億円の増ということで見込んでいる、でき上がってから32年度までの間にトータルで1億円増を見込んでいるのか、それとも32年度には年間で1億円の増加を見込んでいるのか、ここを教えてくださいたいと思います。

○鈴木聡企画総務部参事 単年で見てという目標となっています。

○川原田英世委員 わかりました。

スポーツ合宿を受け入れるということで、先ほどどれだけ合宿ということで利用される方がいるかも把握されてないということだったものですから、現実的にそこまでいくのかが見えない部分があるので、どうなのかなと思うところもあります。

そこをしっかりと精査されたほうがいいのかというふうに思います。

また、一般利用分について1番最初に質問させていただく部分に戻のですが。

地方創生とのかかわりの部分で、一般の利用者というのが1項目と、もう1項目では先ほどの合宿ということで回答いただきました。

合宿の部分については、今の経済波及効果で把握させていただいたとおりだったのですが、その2つが地方創生に結びつくかなめの部分であるということで、お答えいただいた後に一般利用については明確にできるかどうかの回答がいただけなかったものですから、その地方創生との部分の絡みがまだ少し把握できていない部分がありまして、もう少し具体的に答弁をいただきたいと思うのですが、市民の一般利用について、これは今後の進め方、先ほどご回答いただいたように、これから学校側と検討していく段階にまだあるのか、それともそれは確実に一般利用を進めていくという上で、進めていくという方向なのか、そこを確認させていただきたいと思います。

○鈴木聡企画総務部参事 走路のハード事業のほかにソフト事業というお話を若干させていただきましたけれども、ソフト事業のメニューとしまして、障がい者と障がい児にスポーツに親しんでいただくという教室を実施するということ。

そのほかにも、日体大と専門的な知識を活用した中で、アスリートの教育、スポーツ教育及び指導者の育成というそういった教室を計画していること、さらに、利用促進に対する補助を計画していることなどがソフト事業としては考えております。

そうした教室を通じて一般の方の利用も促進できるのではないかとというふうに考えております。

具体的な一般の利用が何名とかというところまでまだ把握していませんけれども、こうした教室が浸透することによって一般の利用も促進されるのではないかとというふうに考えております。

○川原田英世委員 わかりました。

これはソフトの部分で、別委員会での内容になってくるのだと思いますので、ただ一般利用ということについては、しっかりと取り組みをしていただきたいということ、また、最初にどれだけ市内で利用する見込みがあるのかということも把握されていないということでしたので、しっかりと把握していただいて、ソフト事業のときにも御答弁いただきたいということ、市内でもそういったスポーツ少年団等でも利用したいというお声があるのだと思います。

その辺の把握状況も今後示していただきたいというふうに思います。

今、もし把握されている部分で、スポーツ少年団等で何かありましたら教えていただきたいと思います。

○鈴木聡企画総務部参事 今、市内の陸上の少年団や高校生の冬季の利用状況について調べたことがあったのですが、そういった専門的な施設がないということで、学校の階段なり廊下を使っているという実態があるというふうに聞いております。

今回、こうした冬にでも使える走路ができることによって、そういった要望が出てくるのかなというふうに予想しておりますけれども、具体的なそういう要望については、今のところは聞いてございません。

○岩永雅浩企画総務部長 文教民生のほうの内容で、57ページから走路にかかわったソフト事業についてお示しをしています、そのほかにスポーツ課のほうが主体になって、関係団体あるいは障がい者

の方の団体などを交えた連絡会議を設けることになっています。

ですので、市民の活用なども含めてその場で議論がされ、要望もお聞きできるのかなというふうには考えております。

○渡部眞美委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ほかよろしいですか。

次に、総務費のうちの財政課関係の財政調整基金費4件について説明を求めます。

○秋葉孝博財政課長 議案資料の33ページをごらん願います。

平成28年度一般会計財政調整基金費の補正予算につきまして御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、平成28年度に受領いたしました各種寄附金、及び国債の売却に伴う収益につきまして、それぞれ表のとおり基金へ積み立てしようとするものでございます。

2の補正額でございますが、(1)歳出予算は基金積立金の合計で1,420万円を追加しようとするものでございます。

次に34ページの(2)歳入予算ですが、財産収入として国債の売却益が776万7,000円、その他寄附金が合計643万3,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

質疑ございますか。

○松浦敏司委員 この寄附金ということですが、これは寄附をしてくれた団体あるいは個人など、どれぐらいあったのでしょうか。

○秋葉孝博財政課長 口数ですが、22カ所です。

個人・法人の区分けはございませんが、22の個人と団体からあわせていただいております。

○松浦敏司委員 大変ありがたいものなのですが、例えば、寄附者によっては、このように目的を持った寄附というのも多分あるのだと思うのですが、その辺はどのような内訳になっているのか、わかる範囲でお願いしたいのですが。

○秋葉孝博財政課長 この寄附につきましては、主に市内の個人の方、団体の方からいただいた寄附でございまして、内訳ですが、議案資料の34ページ、ここに歳入の受けとありますが、名称がそれぞれございます。

大体、これに沿った形でそれぞれ基金を積み立て

るということで、例えば、管理課ですと子供たちの音楽、楽器の整備をしてほしいですとか、水産については水産の振興ですとか、1番皆さん御存じの基金があるのですが、トライフォーグリーンは、これはこのまま積みますので、それぞれの用途に沿って基金を積み立ててまいります。

○渡部眞美委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので次にまいります。

消防費関係について説明を求めます。

○秋葉孝博財政課長 それでは議案資料48ページをごらん願います。

平成28年度一般会計消防費消防組合負担金の補正予算につきまして御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございます。

網走地区消防組合の予算中、当市分の負担金の補正として、歳出予算では給与改定による人件費で179万3,000円の追加と、災害復旧費の確定による430万8,000円の減で、あわせて251万5,000円の減でございます。

次に、歳入予算では手数料で6万3,000円の追加と、災害復旧費の確定に伴う組合債440万円の減で、あわせて433万7,000円の減でございます。

2の補正額でございますが、歳入歳出をあわせて182万2,000円の追加で、財源は全て一般財源でございます。

説明は以上です。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、ここでお諮りをいたします。

議案第17号中人件費を除く企画総務部関係総務費、並びに消防費について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 次に、議案第26号網走市総合計画策定条例制定について説明を求めます。

○高井秀利企画調整課長 議案70ページ資料9号をごらん願います。

議案第26号網走市総合計画策定条例制定の概要につきまして御説明を申し上げます。

初めに、制定の趣旨でございますが、現行の第5期総合計画策定時におきましては、地方自治法第2

条第4項において、市町村に対し基本構想を議会の議決を経て定めることが義務づけられておりましたが、平成23年8月1日に施行されました、地方自治法の一部を改正する法律により、基本構想の法的な策定義務がなくなり、基本構想の策定及び議会の議決を得るか否かは各市町村の判断に委ねられたところであります。

総合計画は、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針及びまちづくりの長期展望を示すものでありますことから、法的な義務がなくなっても策定すべきであり、また市全体の総意により策定されたものと裏づけるためにも、市民の代表であります市議会の議決を得ることが必要であると考えられますことから、当該条例を制定しようとするものであります。

次に、2の内容でございますが、条例は全9条からなり、総合計画の策定等について必要な事項を定めるものであることを規定し、用語の定義、計画の策定、総合計画審議会への諮問、議会の議決、基本計画の策定、総合計画との整合性の確保、総合計画の公表、委任について各条で規定をしているものです。

次に、3の施行期日ですが、この条例を平成29年4月1日から施行しようとするものです。

以上で説明を終わります。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですのでここで諮りをいたします。

議案第26号について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、議案第28号網走市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○岩尾弘敏総務課長 議案資料72ページ資料11号をごらん願います。

初めに、議案第28号網走市個人情報保護条例の一部を改正する条例の概要について御説明いたします。

趣旨でございますが、国において個人情報保護法などの法律が改正され、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の取り扱いに係る規定が整備されることに伴い、当該条例の関係部分について所要の

改正をしようとするものです。

改正の内容でございますが、1点目は、個人情報の定義の明確化、2点目は、要配慮個人情報の定義の新設、3点目は、個人情報取扱事務登録簿の記載事項に要配慮個人情報追加、4点目は、要配慮個人情報の収集の原則禁止の改正、5点目は、個人情報開示及び部分開示についての規定に個人識別符号を追加、6点目は、個人情報提供先等に事務情報紹介者及び同情報提供者の追加、7点目は、個人情報保護法の改正に伴う本条例中の事業者に対する措置規定の削除、あわせて法律の改正に伴う引用箇所の改正、条ずれの整理、文言等の修正を行うものでございます。

施行期日等でございますが、改正法の施行日である平成29年5月30日から施行しようとするものです。

ただし、文言等の修正は公布の日から、要配慮個人情報に係る改正は、公布の日から起算して1年を超えない範囲において規則で定める日から施行しようとするものです。

経過措置、準備行為は資料に記載のとおりです。

議案第28号については以上です。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

質疑ございますか。

○松浦敏司委員 今の説明では、内容についてよくわからないですね。

特に（1）から（5）にかけて具体的にどのような、例えば個人情報の定義の明確化ということだけでも、それはどういう中身なのか、（2）、（3）、（4）、（5）についてもこれだけを読んでもよくわからないのです。

その辺、わかりやすく御説明いただきたいと思います。

○岩尾弘敏総務課長 国におきまして、個人情報を活用するということで法律の改正がされました。

従来グレーゾーンと言われた部分が個人情報にあったのですが、定義の明確化を図るということで、今回、法律でも改正をされております。

個人情報の定義中に、個人識別符号という概念が加わりまして、これは指紋だとか、顔認証だとか、そういった身体の特徴を含むものであるとか、あるいはパスポート番号だとか、マイナンバー、基礎年金番号だとかそういったものも個人情報ということに明確に規定をされました。

また、要配慮個人情報というのがあるのですが、

これは従来から市の条例では、そういったものの周知は原則禁止としていますけれども、例えば、失踪身上や障がいに係る情報、今回、健康診断や治療に関する情報も国の改正では含まれております。

また、それを今回、条例において原則禁止ということで定めております。

以上でございます。

○松浦敏司委員 これは、いわゆるマイナンバー制度とのかかわりがあるのではないかというふうに思うのですが、その辺はどのようになるのでしょうか。

○岩尾弘敏総務課長 マイナンバーに関しては、平成27年12月にこの条例改正を行って、マイナンバーに関する対応ということで改正をしておりますが、資料の（６）番の部分で、条例事務関係上紹介者・提供者という概念が、国の法律で明確に定められましたので、これは条例によってマイナンバーを定められる事務、子供医療費の関係の事務だとか幾つかございますが、それで他市に紹介したり、また提供したりしたときに、それに訂正があった場合に通知をするというような規定がこの第６番ということでございます。

マイナンバーに関しては、この部分が関係しております。

○松浦敏司委員 先ほど来から、課長から説明あったのですが、今回の法律が2013年に番号法というのが成立したわけです。

そこで、国民一人一人に原則普通の個人番号を付番したというようなことであります。

これは、特定健診の情報だとかさまざまな情報が集められ、そして個人情報保護法の今回の改正は、その法の目的というのは排除事項として、新たな産業の創出並びに活力ある経済社会等の実現に資することというふうに書き込まれておりまして、安倍政権が成長戦略として掲げたビッグデータ活用などを促進しようとするものだというふうに私どもは捉えていまして、個人の権利、利益の保護をある意味後退しかねない内容も持っているというようなことで、国会の場では、私どもは反対の立場をとったわけです。

そういうようなことで、今回の個人情報保護条例の部分については、そういった内容があるということからして、私どもとしては、これは賛成しかねるというふうに考えているところです。

○渡部眞美委員長 ほかに御意見ございませんか。

今、松浦委員のほうから賛成できないとの意見が

ありましたが、ほかの皆さんの御意見はどうでしょうか。

○井戸達也副委員長 この個人情報の保護条例に関する一部改正についてですけれども、国によるさまざまなこういった法の中での整備の一つということの関連性ということも考えますと、私としては賛成すべきものというふうに考えております。

○渡部眞美委員長 ほかの委員の皆さんよろしいですか。

それでは議案第28号につきましては、大方の賛成者をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、議案第29号について説明を求めます。

○岩尾弘敏総務課長 次に、議案資料82ページ資料12号をごらん願います。

議案第29号網走市情報公開条例の一部を改正する条例の概要について御説明いたします。

改正の趣旨でございますが、個人情報保護法などの改正により、個人に関する情報の明確化に係る事項が改正されることから、関連する当該条例の所要の改正をしようとするものです。

内容でございますが、条例第７条第１号中、個人に関する情報の内容を詳細に規定し、明確化を図るものです。

施行期日は、改正法の施行日である平成29年５月30日から施行しようとするものです。

議案第29号については以上です。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

○松浦敏司委員 一部改正概要についても、先ほどの個人情報保護法条例の関係で、これも平成27年の法律第65号ということで、法律に基づいてこの条例がなされているのだというふうに思います。

この内容の中で、個人に関する情報の明確化の改正というふうになっておりますが、この辺について、明確化の改正の中身について伺います。

○岩尾弘敏総務課長 先ほど、議案第28号のほうでも説明いたしましたが、従来グレーゾーンという部分があった個人情報の定義につきまして、詳しく記載をしたと。氏名・生年月日・その他の記述ということの詳細に記述したということでございます。

以上です。

○松浦敏司委員 先ほどと同じようにこれは、今、盛んにマイナンバーというのが促進されているようですけれども、マイナンバーカードそのものはまだ10%に満たない状況に全国的にあるようです。

いずれにしても、このマイナンバーに関係する、あるいは個人情報のあり方という点では、私どもは今回の平成27年法律第65号の部分については、やはり個人の権利の保護を後退させかねないというような中身でありますので、これについては賛成できません。

○渡部眞美委員長 他の委員の皆さんのご意見はいかがでしょう。

〔「特になし」と呼ぶ者あり〕

○井戸達也委員 この件につきましても、先ほどと同様に個人情報のこれまでグレーゾーンであった部分を整理しようといった、もろもろの今までの問題点を一つ新たに変えていくというものの趣旨だというふうに理解しますので、賛成させていただきます。

○渡部眞美委員長 ここでお諮りをいたします。

議案第29号については、大方の賛成者の意見をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員 続きまして、議案第30号について説明を求めます。

○岩尾弘敏総務課長 議案資料83ページ資料13号をごらん願います。

議案第30号網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の概要について御説明いたします。

趣旨でございますが、いわゆる番号法の改正に伴い、関連する当該条例の所要の改正を行おうとするものです。

内容でございますが、番号法改正に伴う引用箇所の改正を行うものです。

施行期日は改正法の施行日である平成29年5月30日から施行しようとするものです。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑ございますか。

○松浦敏司委員 この条例案についても、先ほど

来、個人情報の関係の法律に沿ったものであります。

ここで個人を識別するための番号の利用等に関する法律ということですが、例えば、どんな目的で改正をしたのか、その辺伺いたいと思います。

○岩尾弘敏総務課長 法律の改正の関係でございますが、条例によって、独自で個人番号を利用する事務ということが明確に法律の中で規定されたと、その改正に伴うこの条例の改正でございます。

○松浦敏司委員 この法律の中で、一定の情報を保護するための一定の対策をとるというふうにはなっているのですが、例えば、民間事業者が行政機関に預けた個人情報を取り扱うことは、国民の利益を阻害しかねないというもの。

それから、特命加工情報の作成について、加工情報が多量であるとの理由で、一部民間事業者への委託を可能にしているというようなこともあります。

そういう意味では、不適切な個人情報の流出や漏えいも懸念されているというふうに、この法律そのものが私どもは考えておりまして、そういう意味では、これに関連している条例というようなことで、これについても賛成できないということでもあります。

○渡部眞美委員長 ほかが意見ございますか。

○井戸達也副委員長 この条例の改正についても、国の法の改正に伴うものというふうに認識しております。

必要であろうかというところで賛成いたしたいと思います。

○渡部眞美委員長 それではお諮りをいたします。

議案第30号について、大方の賛成者をもって原案可決すべきものと決定をしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 次にいく前に、先ほど採決をいたしました議案第17号中の財政関係の債務負担行為の補正について説明漏れがございましたので、再度説明を求めたいと思います。

○秋葉孝博財政課長 議案資料23ページをごらん願います。

平成28年度一般会計の債務負担行為の補正予算につきまして御説明申し上げます。

3の債務負担行為の補正のうち一般会計、一番上の項目になります。

庁舎及び公共施設等の管理委託等契約についてでございますが、清掃や警備など平成29年度当初より履行が必要となるため、平成28年度中から契約事務を取り進める必要がございますので、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

期間は平成29年度の1年間で、限度額を10億919万1,000円にしようとするものでございます。

説明は以上です。

○渡部眞美委員長 ただいまの御説明に対しまして、質疑ございませんか。

○川原田英世委員 昨年の金額から見てふえている分があるのかなと思うのですが、どういった影響なのか、御説明お願いしたいと思います。

○秋葉孝博財政課長 昨年の限度額が9億2,940万円で、今年度が7,979万1,000円のプラスとなります。

主な要因でございますが、廃棄物処理関連で業務がふえておりまして、一般廃棄物の収集等の業務で4,700万円程度、生ごみの堆肥化、これが新たに追加される分で1,300万円程度、それから同じくリサイクル業務で1,100万円程度はふえていまして、合計で廃棄物処理関連で7,100万円ほど増えていまして、これが主な要因となっております。

以上です。

○川原田英世委員 わかりました。

○渡部眞美委員長 よろしいですか。

ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、先ほどいったん採決をいたしました。ただいまの審査を含めまして再度お諮りをしたいと思います。

議案第17号中人件費を除く企画総務部関係総務費、並びに消防費について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたします。

○渡部眞美委員長 それでは続きに戻りまして、議案第32号について説明を求めます。

○野呂俊広税務課長 議案資料101ページ資料15号をごらんいただきたいと思います。

議案第32号網走市税条例等の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

趣旨でございますが、社会保障に関連する地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律、並びに

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、当該条例に規定すべき関係規定の所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、1点目は、地方税法の改正に伴い、住宅ローン控除制度における居住開始適用期間が2年半延長され、平成33年12月31日までの適用となることに伴う改正でございます。

これにつきましては、平成29年4月から導入予定であった際の住宅ローン控除の居住開始適用期間は、後に幅を持たせて平成31年6月に設定されていたところでございます。

このたび消費税の導入が平成31年10月に延期になったことから、住宅ローン控除の適用期間もスライドし、平成33年12月31日に設定し直すということでございます。

2点目は、軽自動車税のグリーン化特例が1年延長されたことに伴う所要の改正でございます。

これについては、グリーン化課税と申しまして、排ガス基準など燃費性能のよい車両の税負担を軽くする制度でございますが、この現行基準を1年延長するものでございます。

3点目は、同じく軽自動車税について、消費税率の引き上げにあわせて導入することとしていた軽自動車税環境性能割について、消費税率の引き上げ時期の延期に伴い、導入時期も延期するための所要の改正を行うものでございます。

これは昨年6月、平成28年第2回定例市議会において、軽自動車税環境性能割、内容については、軽自動車を取得する際に燃費性能のよい車両について税負担を軽減するというものでございますが、これらにつきましてはの改正市税条例の御承認をいただいているところでございます。

このたび正式に消費税の延期が決定されたことに伴い、環境性能割の導入時期について必要な改正を行うものでございまして、施行期日を平成29年4月1日から平成31年10月1日へと改正するものでございます。

4点目は同じく消費税率の引き上げ時期に合わせて実施することとしていました、法人市民税法人税割の税率引き下げにつきまして、延期するための所要の改正を行うものでございます。

これにつきましても、昨年6月の議会におきまして、改正市税条例の御承認をいただいているところでございまして、同じく施行期日を平成29年4月1日から平成31年10月1日へと改正するものでござい

ます。

5点目は、特定非営利活動促進法の改正に伴う、市民税の申告に係る規定の文言整理でございます。仮認定特定非営利活動法人という名称の仮認定という部分を、特例認定へと変更するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございますが、5点目の特定非営利活動促進法に関する部分については、同法の施行の日から適用するものでございます。

また、新旧対照表につきましては、資料102ページから123ページに記載のとおりでございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

○松浦敏司委員 何点か伺いたいと思うのですが、一つには住宅ローン控除制度の適用期間の延長ということなのですが、これによって市民はどのような影響を受けるのか、その辺わかりやすく伺いたいと思います。

○野呂俊広税務課長 住宅ローン控除のそもそもの背景といたしまして、消費喚起の側面があるかというふうに考えています。

当然、消費増税が行われれば消費が落ち込むということが考えられることから、今回のこの施策だったと思うのですが、10%になるタイミングが後ろにずれたので、そのままその期間をスライドしてずらしたということでございます。

○松浦敏司委員 理解いたしました。

それで、次に軽自動車税の税率について、グリーン化特例ということで1年間延長に伴いということなのですが、どういう人たちが対象になるのでしょうか。

○野呂俊広税務課長 平成27年の税制改正で、グリーン化特例（軽課）と申しますけれどもこれが策定されました。

それで先ほど言ったように、排ガス基準ですとか、燃費性能のよい車両の税負担を軽くする制度ということで、3段階で軽減の階層があります。

75%軽減になるもの、50%軽減になるもの、25%軽減になるものということでありまして、例えば、1番大きい75%軽減になるものでございますと、電気自動車ですとか、天然ガス軽自動車が該当します。

それから50%・25%の軽減というのは、それぞれの排出ガス基準の達成の度合いによって、これらの

適用を受けるというような内容になってございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

これは昨年の6月議会でも質問したのですが、軽自動車税環境性能割の導入ということでもあります。

これについて私は反対したのですが、改めてこの部分について、説明いただきたいと思います。

○野呂俊広税務課長 現行、自動車を購入する際には自動車取得税というのが軽自動車にかかわらず、課せられていると思うのですが、消費税を10%に引き上げるタイミングで、この自動車取得税を廃止して、環境性能割という制度ができるという内容になっています。

自動車取得税と基本的な仕組みは変わらないのですが、例え今までの自動車取得税のエコカー減税というのがありましたように、環境の負担が少ない税金が軽減されるような今までの仕組みや機能を維持強化するような内容になってございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

いずれにしてもこれが先延ばしになるわけですから、これについては、私はあえて反対はしません。先延ばしになるので。

○渡部眞美委員長 ほかがございますか。

ないようですので、ここでお諮りをいたします。

議案第32号について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、議案第34号について説明を求めます。

○合坂博樹選管事務局参事 議案資料128ページ資料17号をごらん願います。

議案第34号網走市議会議員及び網走市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、この条例の公費負担の基準額は、公職選挙法施行令に基づいて定められておりますが、平成28年4月8日に施行令の一部を改正する政令が公布施行され、限度額が引き上げられたことに伴い、これに準じて本条例の関係部分につきまして、所要の改正をしようとするものでございます。

内容につきましては、選挙運動用自動車の使用関係では、自動車借入契約による1日の使用料の公費

負担限度額を1万5,300円から1万5,800円に、自動車の燃料代金の公費負担限度額を7,350円に選挙運動日数を乗じて得た額から、7,560円に選挙運動日数を乗じて得た額に引き上げるものでございます。

次に、網走市長の選挙における選挙運動用ビラの作成に係る公費負担上限単価を1枚7円30銭から7円51銭に引き上げるものでございます。

次に、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担上限単価を1枚2,523円から2,596円に引き上げるものでございます。

条例の施行期日につきましては、公布の日から施行し、施行の日以後に期日を告示される選挙から適用しようするものでございます。

なお、新旧対照表は129ページから131ページに添付のとおりでございます。

説明は以上です。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

質疑ございますか。

○松浦敏司委員 これは今回引き上げにあたって、理由があって引き上がるのだと思うのですが、どのような理由から引き上げになったのでしょうか。

○合坂博樹選管事務局参事 主な理由は消費税の増税によるものです。

○松浦敏司委員 消費税の増税というのはつまり、5%から8%になったそのことなののでしょうか。

○合坂博樹選管事務局参事 そのとおりです。

○渡部眞美委員長 ほかがございますか。

なければお諮りをいたします。

議案第34号について全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 ここで企画総務部関係の審査を終了いたしまして、昼食のため休憩をいたします。

再開は1時からといたします。

お疲れ様でした。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○渡部眞美委員長 続きまして、議案第17号中、経済部、観光部、水産港湾部所管分について審査をしてまいります。

まず初めに、議案第17号平成28年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分の経済部、観光部、水産港湾部のうち、農林水産費のうち農政課所管に

ついて説明を求めたいと思います。

2件あわせて説明をお願いいたします。

○川合正人農政課長 それでは農政課所管分について御説明させていただきます。

資料の36ページをごらん願います。

平成28年度一般会計農業農村整備費、中部北地区担い手支援畑総事業分担金ほか1地区の補正予算について説明させていただきます。

1の補正の理由及び内容につきましては、道の事業費が確定し、事業費の減額に伴い道への分担金を減額補正するものでございます。

減額の理由につきましては、ジャガイモシロシストセンチュウが確認された地区の基盤整備事業を一時中止したことに伴い、分担金が減額となったもので、網走中部北地区の事業分担金を1,986万4,000円、網走藻琴地区の事業分担金を1,383万8,000円、合計で3,370万2,000円を減額補正するものでございます。

2の補正額についてですが、(1)歳出予算につきましては記載のとおり3,370万2,000円の減額補正をするもので、補正後の額は8,471万7,000円でございます。

(2)の歳入予算につきましては、分担金が網走中部北地区731万1,000円、網走藻琴地区494万6,000円を減額、道補助金のうち食料供給基盤強化特別対策事業補助金536万3,000円、農業経営高度化支援事業補助金1,072万4,000円を減額、市債520万円を減額補正するものでございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○田島央一委員 畑総の分担金のことなのですが、今後、何年間で計画を組んでいるかと思うのですが、今後何年間で復旧するとは思っているのですが、これは一時的にあくまでも中止という認識でよろしいのですか。

○川合正人農政課長 28年度はシロシストセンチュウが確認されたということで、一時的に中止をしています。

再開に当たっては、地元の皆さんから了承を得るということと、土取場の土にシロシストセンチュウが確認されないということ、また、土壌・圃場に入る場合の洗浄を徹底することというこの3つができるようになれば、来年は再開できるというふうに聞いております。

○田島央一委員 わかりました。

早くそういうふうになることを祈念しています。

その点については承知をいたしました。

○渡部眞美委員長 ほかございますか。

○松浦敏司委員 シロシストセンチュウということで、大変重大な物が発見されたということで、これに対する対応は今懸命にやられていると承知しているのですが、同時に、やはりシロシストセンチュウそのものがどういう経路で発生したか、今のところ特定した地域しか出ていないということですね。

だからそういう意味では、原因をまず一方では究明していかなければならないだろうというふうに思うのです。

その辺での取り組みは、国などはどのような形で行っていくのでしょうか。

○川合正人農政課長 このジャガイモシロシストセンチュウが、この網走の11大字地区に発生しているということで、農林水産省でもそこについてはいろいろと今、研究といいますか、聞き取り調査もしまして、実施をしているところであります。

その地区によっても密度なり、発生している圃場の濃淡といいますかありますので、そういうところからも、何かこう手がかりがあるのではないかということも考えていますけれど、今のところはなかなか原因というのは見つからないという状況ではあります。

○松浦敏司委員 しいずれにしても、その原因究明のために、国も当然、努力をしていくのだなと思いますので、それはぜひしっかりと原因が究明されれば、予防の方法も見えてくるわけですから、その辺ぜひ今後とも、とりわけ旧市農協、南農協の地域に限っているというようなことなので、ぜひその農家の皆さんの不安を解消するためにも、今後の取り組みをしっかりとやっていただきたいと、こういうふうに思います。

以上です。

○渡部眞美委員長 ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので次にまいります。

商工費のうち、観光課関係について説明を求めます。

○伊倉直樹観光課長 続きまして、観光部所管の補正予算関係についてご説明申し上げます。

議案資料7号の38ページをごらんいただきたいと思います。

平成28年度網走市一般会計補正予算中、映画撮影

支援事業について御説明いたします。

初めに、補正の理由及び内容についてでございますが、当市を舞台とした劇場用映画の撮影を支援するため、次の経費を追加補正しようというものでございます。

2の補正額についてですが、歳出予算で映画撮影に係る費用の補助金として、350万円の追加補正を行いまして、財源は全額一般財源でございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

○川原田英世委員 事前に映画の内容も教えていただきまして、すごい映画が網走を舞台に撮影されたなと思ひまして、年々映画の撮影等も増えてきて、日本国内のみならず中国のほうでも撮影されて、それを目的に北浜の駅にもお越しいただいたり、カメラを持ってたくさんの観光客に来ていただいて、非常に喜ばしいことだというふうに思っています。

先日も、網走で撮影された映画がテレビで放映された、WOWOWで放送されたというので、あれは網走が舞台だったなどという話も私のほうに聞こえてきたりと、映画の舞台にされるというのは、いろいろところで効果があるのだなというふうに受けとめていたところだったのですが、これまでそういうふういろいろな映画の取材があつたり撮影がされてきたと思うのですが、これまでこういった支援というのは何かした経過はあるのでしょうか。

○伊倉直樹観光課長 映画の支援受け入れに関しましては、網走市推進協議会というところがフィルムコミッション事業になっておりまして、そちらのほうで一定の支援というのは行っていたのですが、今回のような形で補正予算を組んで支援するというのは初めてでございます。

○川原田英世委員 わかりました。

これまでも別のところで支援をしていたけれども、市でやるのは初めてだということで理解しました。

350万円という交付金なのですが、この使い道というのは何か把握されているところを教えてください。

○伊倉直樹観光課長 特段使い道というはつきりしたものは無いのですが、映画に関して例えば、現地でのセットを組む場合の建材ですとか、高所作業車やスーパーハウスの設置ですとか、電気工事代、それからキャストが移動する車など、そういった部分の経費がかかるというお話がありまして、その部分

に関しての支援ということで350万円を考えております。

○川原田英世委員 映画にかかわる撮影に係る経費、何にでも自由に使える補助金、交付金だということで理解してよろしいですか。

○伊倉直樹観光課長 何でもといいますか、今御説明したような形の経費がかかるということなので、そういったものに関する支援ということで市としては考えております。

○川原田英世委員 わかりました。

経費がかかる部分についての補助ということで、理解させていただきました。

札幌市やほかの自治体を見ると、制度化してこういった映画の受け入れなどを進めている自治体もありますけれども、今回ピンポイントで補正という形なのですが、今後、そういった制度をつくっていかうとかそういうお考えはあるのか、お伺いしたいと思います。

○伊倉直樹観光課長 今回のように映画の撮影のお話があってその支援については、今後、お話が来る内容、それから映画のキャストとかスタッフとかそういういったものを含めて、制度化にするかどうかというのは検討していきたいというふうに考えております。

○川原田英世委員 映画も重要性があって、ピンポイントで支援したという形なのか、それとも、今後もうこういった映画の受け入れを網走はしていきますよということで制度化にするのか、映画をつくる側といったらあれですけども、立場によって受け取り方は大きくそれで変わってくると思いますので、今後もうこういった形で事業をもし組まれる考えがあるのであれば、ぜひ私は制度化してやっていくということも検討すべきではないかと思いますので、それは意見として述べさせていただきたいと思います。

○渡部眞美委員長 ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、次に農林水産業費のうち水産漁港課関係について説明を求めます。

なお、農林水産業費、水産漁港課関係分については、議案第20号と関連しますので一括して説明を求めます。

○脇本美三水産漁港課長 それでは、議案資料の37ページをごらんいただきたいと思います。

平成28年度一般会計及び能取漁港整備特別会計の

補正予算について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、能取工業団地の用地売却に伴い、能取漁港整備特別会計の資金不足比率を維持するため、必要な財源を一般会計から能取漁港整備特別会計へ繰り出すため、追加補正しようとするものでございます。

補正額でございますが、一般会計の歳出予算では、能取漁港整備特別会計への繰出金1,370万円を追加するものでございます。

能取漁港整備特別会計の歳出予算では、繰上充用金の財源補正を行い、財産売払収入を1,370万円減額し、他会計繰入金を同額追加しようとするものでございます。

能取漁港整備特別会計の歳入予算では、土地売却収入を1,370万円減額し、一般会計繰入金を同額追加しようとするものでございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

○松浦敏司委員 能取工業団地の用地売却により、特別会計の資金不足ということですが、ここがよくわかりにくい。

土地が売却されれば、能取漁港特別会計の財政は、収入がふえるわけですから資金不足というその部分の関係がよくわからないのですが、わかるように、私にわかるようにお願いします。

○脇本美三水産漁港課長 おっしゃるとおり土地が売れば赤字が減るというのは事実でございます。

これは、詳しい内容になると財政課の所管になりますが、地方財政の健全化法に基づく、資金収支不足比率の基準といいますか計算方法が定まっています。御案内のとおりこの団地は造成をするのに相当の費用をかけて、過去にいろいろな健全策をとりながら現在に至っているわけですが、現状で健全化法の基準に当てはめると、おおよそ4,000円程度の平米当たりの単価で売却をしないと、資金収支不足比率を維持できないという現状になっています。

平たく言ってしまうと、売れば売ただけ資金収支比率は悪化していくという、そういう仕組みになってございまして、そこを維持させるために一般会計からの繰り入れをして収支を図るというか資金収支不足比率を維持して健全化法に定める、そういう指定団体といいますか、そういうものにならないような手だてをしているというのが現状です。

○松浦敏司委員 よくわかりました。

なかなか難しいところでありますけれども、それ

は理解いたしました。

○渡部眞美委員長 ほかございますか。

ないようですので、ここでお諮りをいたします。

議案第17号中経済部・観光部・水産港湾部関係分、並びに議案第20号について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 次に、議案第27号網走市工場立地法準則条例制定について説明を求めます。

○田口徹商工労働課長 議案第27号網走市工場立地法準則条例制定について御説明いたします。

議案資料の71ページ資料10号をごらんください。

1番目の条例制定の趣旨ですけれども、現在、当市に企業等が、工場立地法第6条第1項及び施行令第2条と定める規模、これは具体的には敷地面積が9,000平米、工場建設面積が3,000平米となっておりますけれども、これ以上の規模で製造業等にかかわる工場または事業所を新設もしくは増築する場合は、工場立地法第4条に基づく工場立地に関する準則第2条及び第3条において、緑地及び環境施設それぞれの面積の敷地面積に対する割合が緑地では100分の20、環境施設では100分の25以上設けなければならないとなっておりますが、法第4条の2第2項では自然的社会的条件から判断して、緑地や環境施設の割合をさきの国の準則の割合よりも、他の割合にするほうが適切であると認められる区域があるときには、国が定めるそれぞれの基準の範囲内で、条例で準則を定めることができることになっていることから、当市の豊かな自然環境を考慮し、また進出企業等における緑地整備費用の縮減や土地の有効利用を可能とすることにより、企業誘致促進を図る観点から、それぞれの区分の敷地面積に対する割合を引き下げる準則を制定しようとするものです。

条例の内容ですけれども、第1条ではこの条例の趣旨について規定しております。

第2条では用語を定義について規定しております。

第3条につきましては、議案第27号の第3条のところを参考にさせていただきたいのですけれども、議案第27号を開いていただけますか。

ちょっと資料に書いていなくて申しわけないのですが、第3条では、区域並びに緑地面積及び環境施

設面積の敷地面積に対する割合を規定しておりまして、具体的には、都市計画法第8条第1項第1号による工業地域、それから準工業地域及び同条で指定されていない白地地域において、緑地については、国の準則が100分の20以上であるとしているところを、100分の5から100分の10以上とし、環境施設におきましては、国の準則が100分の25以上としているところを、100分の10から100分の15以上に緩和することを規定しております。

第4条では工場等建設敷地が、第3条で規定する区域や本条例の適用外の区域にまたがる場合の本条例の適用について規定しているものでございます。

3番目の施行期日等ですけれども、この条例は平成29年4月1日から施行することとしまして、また経過措置として、昭和49年6月28日以前に設置されている特定工場等がこの条例の施行日以降に生産施設の面積を変更する場合の緑地等の面積の規定については、規則で別途定めるということを規定しているものです。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

○松浦敏司委員 企業誘致ということですから、どこでも対象ということには多分ならない。

一定程度誘致する環境のあるところなのだろうと思うのですけれども、いずれにしても基準を緩和することになるのですが、一番わかりやすいのは呼人の工業団地があるのだけれども、こういったところを想定してこの条例をつくろうとしているのか、伺います。

○田口徹商工労働課長 国のほうで緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準というのが設けられていて、それで第1種から第4種まで分けられておりまして、その中で、都市計画法第8条第1項第1号に定める用途地域がある場合には準工業地域、それから工業地域、それから白地地域、ここを緩和することができるようになっております。

今回、委員の方からお話のあった呼人工業地域といいますか工業団地は白地地域になるので、白地地域ということで緩和の対象になってくるということになります。

あと能取の漁港も白地地域ですので、あそこも対象になるという形になります。

○松浦敏司委員 白地地域でないところも今回のこの緩和の対象になると思うのですが、その辺は、どの辺にあたるのでしょうか。

○田口徹商工労働課長 先ほど言いましたけれども、都市計画法第8条第1項第1号の規定にある用途地域、これは網走市も当然定めておりまして、準工業地域・工業地域というのもその中で指定があります。

それで、準工業地域というのは、海岸町やエコーセンターの前の朝倉水産の辺り、網走川河口、それから鱒浦の一部、オビオショップ川周辺など準工業地域があります。

工業地域というのは、網走港湾、三眺、あそこが工業地域として指定されております。

○松浦敏司委員 よく見えてきました。

そこで、多分この文章や説明を聞く中では、網走は非常に自然環境が整っていると、緑も多いというようなことから基準を緩和しても大丈夫なのということなのだろうと思うのですが、そのように捉えてよろしいのでしょうか。

○田口徹商工労働課長 もともとこの基準が昭和48年の公害が非常に発生しているときに、首都圏の工業団地等を想定してつくられたものでありまして、その後、平成9年、平成23年に法律が一部改正になって、このようなことができるように改正されてきておりまして、網走市は自然豊かな地域ですので、この首都圏の基準に合わせる必要はないと考えており、企業誘致がしやすくなるよう、企業が緑地を造成しなくて済むし、その分有効利用もできるわけですから、そういうことでこの条例を制定したいと考えております。

○松浦敏司委員 もう1点、市長の市政執行方針の中にもあったのですが、そこで環境とか自然とか緑とかいろいろ述べていると思うのです。

その関係からいって、今回こういうふうな形で大きく緩和するということでは、若干整合性がとれないのかなというふうに私は敏感に感じたのですが、その辺ではどのようにお考えでしょう。

○田口徹商工労働課長 自然環境の部分考えた場合、工業団地をつくったときに、若干基準を緩和して緑を少なくしても、周りの環境が十分に保たれておりますので、この工場の部分をたとえ緩和しても特に問題はないかというふうに考えております。

○松浦敏司委員 わかりました。

○渡部眞美委員長 ほかがございますか。

○川原田英世委員 自然環境が豊かであるということで、企業誘致を進めるためにもということだと思っております、準則ということで近隣自治体含め道内

でこの条例を定められているところはあるのでしょうか。把握しているところがあれば。

○田口徹商工労働課長 先ほど言いましたけれども、条例をつくれるようになったのは平成9年に政令指定都市、北海道で言えば札幌、それから平成23年から道内どこの市も、市だけで町村はだめですけれども、市だけができるようになりまして、今回全てを調べてこなかったのですけれども、近くでいけば紋別市、釧路市はつくっておりますし、道内で6カ所ぐらいつくっているはずですよ。

○川原田英世委員 わかりました。

近隣でいうと紋別ということで、理解させていただきました。

企業誘致ですから、さまざまな条件に見合ったところを企業側も探しているということで、その観点からいくとこれは必要なことだなというふうに思いますので、ただやはり自然環境というのは常に変わっていくものでもありますので、そこも踏まえながらつくられた後もしっかりと経過を見ながら進めていくというふうに注意していただければと思います。

以上です。

○渡部眞美委員長 ほかがございますか。

ないようですので、ここでお諮りをいたします。

議案第27号について全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、議案第35号網走市農産物高次加工研究所条例を廃止する条例制定について説明を求めます。

○川合正人農政課長 それでは、議案資料132ページ資料18号をごらん願います。

議案第35号網走市農産物高次加工研究所を廃止する条例制定について御説明申し上げます。

1の趣旨でございますが、網走市農産物高次加工研究所を平成29年3月31日で閉鎖するため、所要の条例整備を行うものでございます。

次に、2の内容についてでございますが、網走市農産物高次加工研究所条例を廃止する条例を制定するものでございます。

3の施行期日につきましては、平成29年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

○田島央一委員 条例の部分は承知しているのですが、こちらの金印わさびさんに施設があって、その建物の取り扱いはどのようになるのかお伺いしたいのですが。

○川合正人農政課長 この高次加工研究所の建物についてでございますけれど、こちらの土地は金印わさびさんの土地ということになっておりまして、その上にこの建物を建設しております。

今後、使用については金印わさびさんと協議をしながら、どういった方向で処分するのかを検討していきたいというふうに考えております。

○田島央一委員 以前、確か説明会で建物がゆがんわりということ承知していたのですが、施設の中身、備品だとかその類いも今後の協議ということによろしいのでしょうか。

○川合正人農政課長 機器についても、使用できないものについては処分しようと思っておりますし、まだ使えるというものがあれば、そこは金印わさびさんと協議をしながら、そちらの取り扱いについても協議をしていきたいというふうに思っております。

○田島央一委員 承知しました。

○渡部眞美委員長 ほか。

○松浦敏司委員 確認したいのですが、高次加工研究所ということで、研究をずっとしてきたということ、その研究所としての役割を十分果たしたというようなことから今回この条例を廃止するというふうに捉えていいのか、伺います。

○川合正人農政課長 この施設につきましては、昭和62年に建設をされたということで、老朽化が進んでいるということで、建物も機械等についてもかなりの老朽化が進んでいるということで、最新の加工研究ができなくなっているということがあります。

また近隣には、その代替施設というのもしろろとできておりますので、網走市農産物高次加工研究所の役割は終えたので閉鎖ということで、今回、上程をさせていただいたところでございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

○渡部眞美委員長 ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りをいたします。

議案第35号については、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、議案第36号財産の処分について説明を求めます。

○脇本美三水産漁港課長 続きまして、議案第36号財産の処分について御説明いたします。

議案資料の133ページ、議案資料19号をごらんいただきたいと存じます。

本件は、能取工業団地の用地を日本ホワイトファーム株式会社に売却しようとするものでございます。

売却する土地は、能取港町1丁目4番2、面積8,400平方メートルの土地でございます。

売却予定価格は2,381万4,000円でございます。

売却する土地の位置、概要につきましては資料に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

質疑ございますか。

○松浦敏司委員 たぶんホワイトファームで購入するということですから、目的をもった形で使用するというふうに思うのですけれども、どのような目的があってこの土地を購入したのか、わかる範囲でお願いします。

○脇本美三水産漁港課長 一企業の事業計画のお話でありますから、詳しいところまでは承知をしておりますが、例えば昨年10月に新聞報道がされましたが、日本ハムグループとしては、ブランド鳥の3割あるいは豚を3倍に増産するというような報道もされておりますので、養鶏場が網走にたくさんございますので、そこでまた鳥の増産がされるのかなという推測の域を出ませんが、そのように考えていますのと、能取工業団地にある工場は化成品化といいまして、不可食部分、食べられない部分を飼料化したり肥料化をしたりする工場でありまして、増産に伴ってそういった部分もラインを増強しなければならないのではないのかなと、それも推測の域を出ませんが、今のところはそのように考えているところでございます。

○松浦敏司委員 終わります。

○渡部眞美委員長 よろしいですか。

ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、ここでお諮りをいたします。

議案第36号について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 以上をもちまして、経済部、観光部、水産港湾部の審査を終了いたしました。

理事者入れかえのため暫時休憩をいたします。

午後 1 時34分休憩

午後 1 時37分再開

○渡部眞美委員長 再開いたします。

建設部、水道部所管分について審査に移ります。

それでは議案第17号中、建設部関係分について説明を求めてまいります。

最初に、土木費のうち建築課関係について 6 件の説明を求めます。

○小原功建築課長 平成28年度一般会計補正予算建築課分について御説明をいたします。

議案資料35ページをお開き願います。

平成28年度一般会計財政調整基金費補正予算、市営住宅敷金基金積立金につきまして御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、公営住宅の新規入居者の増が見込まれることから、市営住宅敷金に係る積立金について、150万円の追加補正を行おうとするものであります。

補正額でございますが、補正前の額が260万円、補正額が150万円、補正後の額が410万円となり財源内訳は記載のとおりであります。

歳入予算につきましては記載のとおりでございます。

次に、議案資料43ページをごらん願います。

平成28年度一般会計建築総務費補正予算、公共施設耐震診断事業につきまして御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、今年度実施しております市役所西庁舎、市民会館、消防本部庁舎の耐震診断業務委託費が確定いたしましたので、公共施設の耐震診断業務の委託料について、1,160万8,000円の減額補正を行おうとするものでございます。

減額内訳につきましては、入札に伴う落札差金でございます。

補正額でございますが、補正前の額が2,440万8,000円、補正額が1,160万8,000円の減額、補正後の額が1,280万円となり財源内訳は記載のとおりでございます。

ます。

歳入予算につきましては、記載のとおりでございます。

次に、議案資料44ページをお開き願います。

平成28年度一般会計住宅管理費補正予算市営住宅管理事業につきまして御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、公営住宅の退去者の増が見込まれることから、市営住宅敷金にかかる返還金について100万円の追加補正を行おうとするものであります。

補正額でございますが、補正前の額が1,433万9,000円、補正額が100万円、補正後の額が1,533万9,000円となり財源内訳は記載のとおりでございます。

歳入予算につきましても記載のとおりでございます。

次に、議案資料45ページをごらん願います。

平成28年度一般会計住宅管理費補正予算市営住宅維持修繕事業につきまして、御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、公営住宅の家賃減免に対し国庫補助金の交付が見込まれるため、財源補正を行おうとするものであります。

本件は、当初予算策定時点で、家賃減免事業が交付金対象として認められるか不確定でございましたので、昨年度同様、当初予算歳入には市営住宅等建設基金の繰り入れを予定していたものでございます。

補正前後の額は変わりませんが、財源内訳につきまして、国庫補助金が1,192万円となり基金繰入金金が1,192万円の減となるものでございます。

歳入予算につきましては記載のとおりであります。

次に、議案資料46ページをごらん願います。

平成28年度一般会計住宅建設費補正予算市営住宅建設事業につきまして御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、つくしヶ丘4丁目で建てかえを行っておりました1期目の1棟40戸が完成したことから、工事請負費及び委託料の落札先について減額補正を行うものでございます。

市営住宅建設に係る工事費が4,015万4,000円の減、外構工事費が738万9,000円の減、駐車場整備工事費が257万円の減、設計意図伝達業務が3万6,000円の減、実施設計業務が315万1,000円の減、あわせて5,330万円を減額補正するものでございます。

補正前の額が5億7,370万円、補正額が5,330万円の減額、補正後の額が5億2,040万円でございます。

す。

また工事費の減額に伴いまして、国庫補助金が6,730万円の減、起債が1,400万円とする財源補正を行うものでございます。

歳入予算につきましては記載のとおりでございます。

次に、議案資料47ページをごらん願います。

平成28年度一般会計住宅建設費補正予算市営住宅解体事業につきまして御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、当初予定しておりました解体数が、入居者の移転の進捗状況により予定を下回ることから、解体に係る工事費について1,370万円の減額補正を行うものでございます。

解体予定中等の入居者で他団地へ住みかえを希望されていた方の中に、家賃が上昇することなどからもう少しこのまま入居を続けたいとの申し出があり、今年度内の移転住みかえが完了できないことによるものでございます。

補正前の額が2,900万円、補正額が1,370万円の減額、補正後の額が1,530万円となり財源内訳は記載のとおりでございます。

歳入予算の内訳につきましては記載のとおりでございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 まず資料の35ページの新規入居者の増が見込まれることということですが、これはどのぐらいふえるのかということと、それから、例えば古い市営住宅に住んでいて、新しいところに移転することになるというような場合は、敷金というのは発生するのか、その辺を伺いたいと思います。

○小原功建築課長 どれぐらいふえるかということでございますけれども、件数といたしましては、予算時点で69件を想定しておりましたけれども、40件ふえるということでございます。

また、完成後の新しい団地へ入居される方につきましても、敷金をいただくということで徴収しております。

補足いたしますけれども、一度退去されたときに当時いただいていた敷金をお返しいたしまして、再度新しい入居者の家賃に見合った敷金を2ヶ月分いただくことになっておりますので、そちらをいただいているということでございます。

○松浦敏司委員 ということは、古いほうの敷金が

戻ってくるから、その差額といいますかそれを結果としては、納めるということになるということで、わかりました。

69件あったけれども、それより40件ふえるということになると109件というふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○小原功建築課長 まだこれからも若干の期間がございますけれども、そのようなことのための補正ということで、いたしております。

○松浦敏司委員 それは理解いたしました。

44ページの公営住宅の退去者の増が見込まれることからということで100万円がありますが、これは退去者というのは、先ほど言っていたような新しい市営住宅をつくることによって出る人の返還金ということでしょうか。

○小原功建築課長 先ほども申しましたが、そのとおりでございます。

○松浦敏司委員 45ページで、公営住宅の家賃減免に対して、これは結局、国の補助金が出たということで基金の繰入金を減額したと、ということなのですね。

○小原功建築課長 例年、国の交付金配分の当初の4月の時点につきましては、この事業については交付対象となるか確定されていないことから、当初予算では基金を繰り入れるということで計上しておりましたが、また今年度においても、交付金の国の剰余金の中から、この事業についても配分できるということで、今回、補正をするところでございます。

○松浦敏司委員 理解しました。

46ページで国庫補助金の減額に伴いということで、相当の額が減額になるということですが、これはどういうふうに捉えたらいいのか、結局、建設予定額が当初より安く済んだということによって、こういうことが発生したということなのでしょうか。

○小原功建築課長 契約につきましては、この事業は2カ年で行っていますので、平成27年度に建築工事の契約を行っておりますけれども、そのときの入札差金、こちらについて、この時期に来ましてもう設計変更等を行うことがございませぬので、今の時点で確定した額で減額するというところでございます。

○松浦敏司委員 ここで国庫補助金が6,730万円減って、市債が1,400万円ふえて増額になっている

と。

この辺の関係は、どういうふうに捉えたらいいのでしょうか。

○小原功建築課長 この事業は、交付金の割合といたしましては50%の交付率なのですが、これにつきましては、限度額が50%ということでございます。公営住宅の建設につきましては、標準建設費というものがございまして、戸当たりの単価の上限が決まっております。

北海道につきましては、特例加算というまた別な新たな加算をする制度がございまして、こちらの制度で満額をとれば50%まで行くのですが、今回は資材等が高騰もしていることにより、若干のずれがございまして、50%には満たなかったということで、市債の増ということになっております。

○松浦敏司委員 わかりました。

47ページの公営住宅の解体数が入居者の移転の進捗状況によって予定を下回るということですが、先ほど新しいところに移れば家賃が上がるのでということで、もう少しいたいということなのですが、そういう人たちというのは何世帯ぐらいあって、今後どのような形になっていくのかと、いつまでも古いところといっても、やはり限度があるのだらうなというふうに思うのですが、その辺、どのようにお考えでしょうか。

○小原功建築課長 今年度完成いたしました団地には移らずに、今年度内に他の団地へ住みかえをしたとおっしゃられた方が2名おりました。

この方が、今回もう少し今のままいたいということで、住みかえを希望されたということでの減額でございますけれども、そのほかに、今、平成30年度を予定しまして次年度から建設が始まりますけれども、この建物が完成する平成30年度までに住みかえをしたいという方が新たに4名おります。

以上でございます。

○松浦敏司委員 いずれにしても、低所得者の方から言わせれば、新しいところに入りたくてもやはり家賃がどうしても上がるということで、そこはもう移るに移れないということで、他の公営住宅というふうにならざるを得ないのであろうというふうに思うのですが、つくしヶ丘の古い市営住宅というのは、最終的にはやはり決断しなければならないと思うのですが、最高延びてどのぐらいまで考えているのでしょうか。

○小原功建築課長 学園通りの通り沿いに今、1棟

6戸が5棟ございまして、こちらは昨年度、解体の補正のときに御説明しましたように、当面の間は残すということで御説明をし、川側のほうの60戸につきましては今年度から解体をし、平成30年度までには全てなくすという予定でございます。

学園通り沿いの残しているところにつきましては、希望をとっている中では、まだ68世帯のうち1名だけしか現地に残りたくないということでもございますので、5棟もいらないかというところではありますけれども、それらについて最後の1棟もいつまで残すかというのは、今のところはまだはっきりわからないところでございます。

○松浦敏司委員 いずれにしても入居者の意向もありますから、その辺はなかなか強制的というふうにもなれないと思いますので、その辺では、入居者としっかりと協議をして、納得のいくような方法で進めてもらえればいいかなというふうに思います。

以上です。

○渡部眞美委員長 ほかがございますか。

○田島央一委員 43ページの公共施設の耐震診断事業のことで1点確認なのですが、補正前の金額から比べると半額程度で入札がなされたのかなと思うのですが、そもそもの見積もりが甘かったのかというふうにも見えてしまうのですが、この辺の見解をお伺いしたいと思います。

○小原功建築課長 落札率にして50%を若干切るという状況でございますけれども、予定価格に対して4社指名をしておりますけれども、最高で98.50%、次に89%など、私どもが算定いたしました予定価格に近い価格で入札札を入れられている業者さんがあることから、こちらの落札率は低いですが、適正な我々の算定だったというふうに考えております。

○田島央一委員 承知しました。

ありがとうございます。

○渡部眞美委員長 ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、次に移ります。

次に、土木費のうち都市開発課関係について説明を求めたいと思いますが、一般会計補正予算に伴う繰越明許費の補正もあわせて説明をお願いしたいと思います。

○立花学都市開発課長 議案資料40ページをごらん下さい。

平成28年度一般会計道路橋梁新設改良費補正予

算、ピットカリ線道路整備事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります、延長400メートルの舗装区間において、亀甲のひび割れや平坦性の欠如による老朽化が進行している箇所を、当初オーバーレイ工法による舗装修繕を計画しておりましたが、調査したところ路盤の強度不足が判明し、路上路盤再生工法による工法変更が必要となったことから、工事費500万円を追加補正するものであります。

また、路盤状況の土質調査に時間を要し、セメント混合が必要な路上路盤再生工法が冬期間において施工ができないことから、年度内の事業完了が見込めず、事業費の全額を翌年度に繰り越すするものであります。

補正額であります、補正前の額が2,000万円、補正額が500万円、補正後の額が2,500万円となり財源内訳は記載のとおりであります。

歳入予算については記載のとおりであります。

繰越明許費の内訳についてであります、事業費2,500万円の全額を翌年度に繰り越すするものであります。

繰越額の財源内訳は記載のとおりであります。

次に、議案資料41ページをごらんください。

平成28年度一般会計道路橋梁新設改良費補正予算、潮見2丁目1号線のり面改良事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります、のり面改良工事において地質調査の結果、想定していたよりも改良範囲が大きくなったこと、昨年8月の大雨の状況から、湧水処理にかかわるのり尻保護工法を布団かご工から鋼製のり枠工に変更が必要となったことから、工事費1,500万円を追加補正するものであります。

また、被害発生から周辺地盤の原因調査を一定期間行う必要があり、地質調査実施時期が7月以降となったこと、実績数においてのり面の安定解析に時間を要したことから、今年度の事業完了が見込めず、事業費の一部を翌年度に繰り越すするものであります。

補正額であります、補正前の額が3,000万円、補正額が1,500万円、補正後の額が4,500万円となり財源内訳は記載のとおりであります。

歳入予算についても記載のとおりであります。

繰越明許費の内訳についてであります、事業費4,500万円のうち3,610万円を翌年度に繰り越すするものであります。

繰越額の財源内訳は記載のとおりであります。

次に、議案資料42ページをごらんください。

平成28年度一般会計道路橋梁新設改良費補正予算、橋梁長寿命化修繕事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります、国の補正予算を活用し、橋梁の長寿命化を図るため大曲に位置する国道39号線をまたぐ山下跨道橋において、致傷の補強、橋台のクラック補修を行うものです。

工事費1,072万円を追加補正するものであります。

また、本年度事業の完了が見込めないことから、事業費の一部を翌年度に繰り越すするものであります。

補正額であります、補正前の額が9,300万円、補正額が1,072万円、補正後の額が1億372万円となり財源内訳は記載のとおりであります。

歳入予算については記載のとおりであります。

繰越明許費の内訳についてであります、事業費1億372万円のうち、6,572万円を翌年度に繰り越すするものであります。

繰越額の財源内訳は記載のとおりであります。

以上が都市開発課所管分の補正予算でございます。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 ピットカリの関係と潮見2丁目ののり面の関係ですけれども、当初の見込みより上回るということですが、見積りの段階で見積もりが厳しく言えば甘かったのか、ただピットカリのほうは調査をして工事を始めてみたら違っていたということのような説明だったというふうに思うのですが、その辺どのように捉えたらいいか、当初の見積もりがちょっと甘かったのではないかという印象を受けるのですが、いかがでしょう。

○立花学都市開発課長 ピットカリ線につきまして、今、委員のおっしゃるとおり、当初オーバーレイ工法という形で見込んで積算していたのですが、工事として発注したわけではなくて、実際に工事を発注する前に実際にオーバーレイ工法でいかどうかと、最終確認をした段階でオーバーレイ工法では強度としては不足しているという結果から、どうし

ても工事費として足りなくなったというのが現状でございます。

○松浦敏司委員 この見積もりをしたのは市ではなくて、いわゆるプロの建設会社が見積もってその結果としてこうなったということなののでしょうか。

○立花学都市開発課長 特に委託業者側の方にはお願いをしているような、ピットカリ線につきましては、発注前にはそのような形はとっていません。

北海道からの一般的な歩掛を使って、都市開発課として積算をしたという状況でございます。

○松浦敏司委員 そういう意味では、いろいろな意味での想定といったのが当初より狂ったということなのだろうというふうに思います。

できるだけそういうことがないほうが、信頼性が高まるということで臨まれるのではないかというふうに思います。

それから、橋梁長寿命化の関係なのですが、1,072万円をかけて長寿命化を図るということですが、具体的にはどんな修繕をして長寿命化を図るのか、伺います。

○立花学都市開発課長 今回、長寿命化を図る橋梁は山下跨道橋という大曲地区にございます国道39号線をまたぐ橋梁なのですけれども、今回、まず耐震化の工事の内容としては、車が走行するところを桁というのですが、桁と橋脚とを結ぶ支承というところにずれがございまして、そこの補強を行うというのが補強の部分でございます。

また、橋脚のサイドに橋台と言われている橋を支える台があるのですが、そこの橋台部にクラックが入っているものですから、そこの補修を行うという内容でございます。

○渡部眞美委員長 ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、次、土木管理課関係について説明を求めたいと思います。

一般会計の補正予算に伴う債務負担行為の補正もあわせて説明をお願いしたいと思います。

○阿部昌和土木管理課参事 議案資料39ページをごらんください。

平成28年度一般会計道路橋梁費、除雪事業の補正予算について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。初めにこの冬の気象状況につきまして、気象庁のデータによりますと、3月4日時点での累積降雪量は平年値を若干下回りましたが、積雪の深さは平年を大きく上回っ

ており、大雪などの警報が発令されることはないものの、積雪は例年より上回っている状況であります。

このような中、除雪の出動回数は3月4日までに一斉除雪が11回、地吹雪などによる一部除雪が39回となっており、当初予算で計上した予定回数を上回るペースとなっております。

また、排雪につきましては、本年1月16日から開始し、2月末で終了しておりますが、2月末までの出動回数は延べ70回となっております。

さらに、雪捨て場につきましては、民間企業や個人による雪捨て場への搬入が年々増加していることから、整理作業に係る稼働時間も増加しており、予定稼働時間を上回る状況となっております。

除雪関連費用につきましては、今後の気象状況により変動することが予想されますが、現時点において平年を上回る降雪により、除排雪経費の不足が見込まれることから、除雪事業費2億3,000万円を追加補正するものであります。

補正額であります。補正前の額が1億8,931万7,000円、補正額が2億3,000万円、補正後の額が4億1,931万7,000円となり財源内訳は記載のとおりであります。

続きまして、議案資料23ページをごらんください。

3の債務負担行為の補正の表のうち、一般会計の3段目であります。

平成28年度一般会計建設機械リース契約の債務負担行為補正予算について御説明いたします。

本契約はミニショベルと呼ばれる建設機械、ミニホイールローダーをリースする契約であり、平成29年4月1日から平成31年度までのリース契約を締結する必要があるため、債務負担行為の設定を行おうとするものであります。

債務負担の設定額は232万4,000円であります。

土木管理課所管分については以上です。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

質疑ございますか。

○松浦敏司委員 今、説明を受けたのですが、相当数の回数で除雪が出ているということですが、例年と比べてどの程度今年は上回っているのか、伺います。

○阿部昌和土木管理課参事 気象庁のデータによりますと、累積降雪量は3月4日時点で289センチ、平年値が297センチでございますので平年比の

97.3%となります。

積雪の深さにつきましては、同じく3月4日時点で53センチ、平年値が38センチでありますので、平年比が139.5%となっております。

○松浦敏司委員 わかりました。

除雪の出動回数は、相当例年より上回っているのでしょうか。

○阿部昌和土木管理課参事 除雪の出動回数ですが27年の実績といたしまして、一斉除雪が12回、その他除雪が58回となっております。

排雪も27年度実績が57日となっております、今年度は上回っているような状況だと思います。

○松浦敏司委員 極端にことしが昨年より増えているということではないのだろうかというふうに思います。

それで、今回の2億3,000万円というその金額というのは、どのような除雪体制を考えて見積もったのか、伺います。

○阿部昌和土木管理課参事 今後の値としまして、3月の見込みとしまして一斉除雪が3回、その他除雪といたしまして13回、除雪としましては16回を今後見込んでいるところでございます。

○松浦敏司委員 それで2億3,000万円の見積もりをしたということですが、今まで、ここの冬は交通がとまるような猛吹雪というのはまだ1度もないということだったかと思い、この3月はその見返りが来るかもしれないという点では、この程度の予算を組んでおくのがいいのかなと、使わなければ使わなかったで余るわけですから、それについてはとりあえず理解いたしました。

○渡部眞美委員長 ほかがございますか。

○小田部照委員 まずは先月いっぱい排雪作業、本当にお疲れさまでした。

日中は排雪、雪が降れば除雪、そして夜は夜中の排雪、そしてまた雪が降れば除雪と、大変苦労されて皆さん従事されたことと思います。

ひとまずお疲れさまです。

除雪体制について確認しておきたいのですが、現状の委託路線として各業者さんが路線を確保して除雪、雪が降れば除雪に当たっているというのが現状ですが、よく毎年ある話なのですが、路面整正、幅出し、巻き込み、業者さんによっては全然やり方が違うというような話が僕のところにもよくきて、場合によってはせっかく除雪が入ったのに、除雪センターのほうにクレームや要望の電話が

きて、二度手間のような形でセンターの方が出動するというようなことも実際あると聞いています。

こういった一定の同じ市民へのサービスとして、一定の基準で除雪をしていただけるような指導というかそういうものも必要なのかなと思いますけれど、その辺はどのように認識していますか。

○阿部昌和土木管理課参事 議員おっしゃられるとおり、各業者への指導というのは必要かと考えております。

シーズン初めにそのシーズンの交通安全の会議を行っておりますので、そういうような場で指導できたらと考えております。

○小田部照委員 わかりました。

慣れたベテランの方と、新人の方とさまざまやり方があると思いますが、ある一定の基準で皆さん除雪に当たられるように、要望しておきたいと思います。

○渡部眞美委員長 ほかがございますか。

ないようですので、ここでお諮りをいたします。

議案第17号中、建設部関係について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

次に水道部に行く前に、暫時休憩を十分程度したいと思います。

午後2時15分休憩

午後2時25分再開

○渡部眞美委員長 それでは再開をいたします。

水道部関係の審査をしてまいります、まず初めに議案第19号平成28年度網走市公共下水道特別会計補正予算について、説明を求めます。

なお、債務負担行為についてもあわせて説明をお願いいたします。

○中村昭彦下水道課長 議案資料50ページ資料7号をごらん願います。

網走市公共下水道特別会計に関する補正につきまして御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、事業費の確定に伴い、下水道一般事務費及び環境等管理費を減額補正するとともに公共下水道基金の運用利子により余剰金が見込まれることから、その余剰金を公共下水道事業基金積立金に積み立てるため、増額補正をするものでございます。

補正額ですが、歳出予算は下水道一般事務、補正

額マイナス687万2,000円、補正後の金額は3,646万円でございます。

財源内訳は記載のとおりでございます。

また、環境等管理費、補正額がマイナス67万円、補正後の金額は3,473万円、財源内訳は記載のとおりでございます。

公共下水道事業基金積立金補正額が724万6,000円、補正後の金額は724万6,000円、財源内訳は記載のとおりでございます。

歳入の予算は利子及び配当金、補正額は12万1,000円、補正後の金額が12万1,000円でございます。

財源内訳は記載のとおりでございます。

引き続きまして、議案資料23ページ資料7号をごらん願います。

網走市公共下水道特別会計の債務負担行為に関する補正につきまして御説明いたします。

3の債務負担行為の補正の会計欄の3段目、公共下水道特別会計において、債務負担行為の設定をしようとする内容及び限度額については、下水道使用料徴収事務負担金等の記載となっております。

総額4,648万6,000円を補正するものでございます。

網走市公共下水道特別会計に関する補正の説明とさせていただきます。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

質疑ございますか。

○松浦敏司委員 下水道事業基金の運用利子により剰余金が見込まれるということで、それでここに出ているのは積立金に724万6,000円ということなのですが、私の理解度が悪いのかもしれませんが、今、超低金利の状況の中で、基金というのはどれぐらいあって、その結果としてこの724万6,000円になったのか、ひょっとするとそうではないのかもしれないのですけれど、その辺がわからないので教えていただきたいと思います。

○中村昭彦下水道課長 724万6,000円というのは、平成28年度の予算の事業費が確定したため、687万2,000円と67万円が余った剰余金として出てきましたという内容になっています。

利子配当金につきましては12万1,000円で、平成26年に積み立てて、次の年にお金をおろした残りのお金の利子についてこれが発生しております。

○松浦敏司委員 わかりました。

つまり、この利子というのは12万1,000円という

ことであるということで、理解いたしました。

とりあえずわかりました。

○渡部眞美委員長 ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければここでお諮りをいたします。

議案第19号については全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、議案第21号平成28年度網走市簡易水道特別会計補正予算についてと、それに伴う債務負担行為もあわせて説明をお願いいたします。

○中村昭彦下水道課長 平成28年度簡易水道特別会計の債務負担行為に関する補正予算につきまして御説明いたします。

議案資料23ページをごらん願います。

補正予算の概要の3の債務負担行為の補正の表中の4段目、簡易水道特別会計において、平成29年4月1日から履行開始が予定されております2件の事項について、平成28年度中に事務を取り進める必要があることから、その経費につきまして債務負担行為を追加補正するものでございます。

債務負担行為の設定をしようとする事項、期間、限度額は記載のとおりでございまして、総額621万9,000円を補正するものでございます。

以上です。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですのでここでお諮りをいたします。

議案第21号について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、議案第23号平成28年度網走市個別排水処理施設整備特別会計補正予算について、債務負担行為もあわせて説明をお願いいたします。

○中村昭彦下水道課長 議案資料23ページ資料7号をごらん願います。

網走市個別排水処理施設整備特別会計の債務負担行為に関する補正につきまして、御説明いたしま

す。

3の債務負担行為の補正の会計欄の6段目、個別排水処理施設整備特別会計でございます。

債務負担行為の設定をしようとする内容及び限度額については、個別排水処理施設使用料徴収事務負担金23万1,000円の補正を行うものでございます。

個別排水処理施設整備特別会計に関する補正の説明とさせていただきます。

○渡部眞美委員長 質疑ございますか。

ないようですのでここで諮りをいたします。

議案第23号について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、議案第25号平成28年度網走市水道事業会計補正予算について説明を求めます。

○児玉卓巳営業課長 議案第25号平成28年度網走市水道事業会計補正予算の提案理由を御説明申し上げます。

議案資料の69ページ資料8号をあわせてごらんいただきたいと存じます。

補正の内容につきましては、平成29年4月1日から履行が必要となります契約について、債務負担行為の設定を行おうとするものでございます。

第2条に債務負担行為をすることができる契約の事項、期間及び限度額を定めており、水道料金に係る収納業務等委託契約ほか4件で総額5,813万8,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですのでここで諮りをいたします。

議案第25号については全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

以上をもちまして、先ほどの建設部そして水道部関係の審査を終了いたしまして、所管分の全ての審査を終了いたしました。

ここで、次に、要請等の審査に入る前に、理事者入れかえのため暫時休憩をいたします。

着席のままお待ちください。

午後2時36分休憩

午後2時37分再開

○渡部眞美委員長 それでは再開をいたします。

次に、要請1件と継続審査となっている地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出等についてを審査したいと思います。

まず初めに、陳情第31号網走バイオマス発電所事業計画に関する陳情について審査をしたいと思いますが、陳情の前文に書いてある内容のことが、私ども詳しく委員としても知らないということがあると思いますので、部長のほうからわかる範囲で構いませんけれども、現在の市の状況等、わかる範囲で説明をいただきたいと思います。皆さんそれに御賛同いただけますか。

○後藤利博経済部長 それでは私のほうから、経過も含めてお話をさせていただきます。

かねてより網走市は、太陽光発電を含む再生可能エネルギーによる、発電事業に取り組む事業者の誘致に向け、これまで情報収集を進めてまいりました。

このような中、当該陳情にありますとおり、網走市におきましてバイオマス発電の開設を計画したいという事業者の情報がございまして、能取工業団地の土地売却も含め、その事業者と現在協議を進めております。

当該事業者は、東京都に籍があります企業でございまして、主に、太陽光発電を中心に、再生可能エネルギーを利用した発電システムの設計・施工・売電事業に取り組んでいる企業でございます。

網走市での計画の概要としましては、能取工業団地の土地を取得し、発電量約1.99メガワット、世帯にして約400世帯分に相当する発電規模の木質系バイオマス発電所を建設する計画であり、発電所内では、10数名の雇用を確保する予定というふうに伺っております。

当該事業は、網走市の工業団地の土地売却促進とあわせ、以前より誘致を進めたいと考えておりました発電施設からの排熱の利活用を研究して、園芸栽培などの工場設置についても、可能性が持てる事業でございます。

バイオマス発電に使用する燃料につきましては、事業者の計画によりますと、ヤシガラ、これは外国産ですが1万トン、ほかに道産燃料材9,600トンという内訳でございます。

この道産燃料材は、主に林地残材や端材で賄うこととしておりまして、網走地区森林組合エリアにおいても、9,600トンのうち3,500トンを調達できるものとして、計画を進めております。

本件は、この燃料となる木材調達のあり方において、地元既存事業者に対しては、将来にわたっても十分な配慮をすることという国の考え方も示されているところから、市としましては、この要請内容については、理解をしているところでもあり、また、網走市長宛てにも同様の要請書が提出されているところでもありますことから、当該事業者と地元既存企業との仲介に立ち、対応を進めることとしております。

私のほうからは以上でございます。

○渡部眞美委員長 ただいま部長のほうから、バイオマス発電所事業の計画に関する、市としての今の状態の説明と、市にも同様のものが来ているという御説明がございました。

また、この期に協定締結を仲介することとなっておりますが、その仲介に関しても今協議中という理解でよろしかったのでしょうか、今のご説明で。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

協議を進めているということですので、委員長として、会期中にもう一度時間をとりまして、きょうは保留にして、今後の扱いとしたいと思いますが、そのことについて、御賛同いただけますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

休憩いたします。

午後 2 時 42 分休憩

午後 2 時 43 分再開

○渡部眞美委員長 陳情第31号については、会期中にもう一度委員会を開いて審査をすることといたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、地方議会議員への厚生年金の加入を求める意見書の提出等についてでございますが、これは平成28年12月8日、継続審査となっているものであります。

申し合わせ事項において、要請の受理があつて2回の定例会が経過しても結審に至らない当該案件といたしましては、審議未了とすることとなっているため、本日の委員会でも結審されなかった場合は、審理未了の廃案となってしまうことを申し添えます。

審査に入ります。

○小田部照委員 私は、これは議員の年金について必要なことだと考えています。

将来の不安などから、議員のなり手不足や先々のことを考えても、ぜひこの制度は創設すべきだと考えていますので、議会としても採択すべきだと考えます。

○工藤英治委員 前にも一度言った経過がございますが、議員の根幹にかかわる問題、あくまでも議員というのは無職扱いできているわけです。

そして、主たる仕事を持っていい形で議員になれるわけです。

当然、行政と議会立法、このような中において年金社会保険制度の中でいくなら、社会保険法からいくと、社会保険及び雇用保険そして労災、そして厚生年金この四つが大抵セットです。

そうすると、私たちが行政に採用される形になるわけです。

そこまでいっていいのか、わかりません。

市議会議員というのは、特別職であつて公務員じゃないのです。

それをあえて合議制というのは、いろいろな千差万別な代表が出て、経営者も雇われる側も雇う側もいろいろな人が出て来られるような議会であればならないはずが、自分たちが行政のほうに手を出したり、行政が立法のほうに手を出したり、越権行為も許されるような、そういうような議会になってきつつある。

それはやはり、審議時間もそういったふうに伸びていたり、経営者とかそういった人たちが出て来られないような議会になりつつあるのかなと。

そんなことを踏まえてみると、今、厚生年金というのはそういうふうに市の行政に雇われた1人に、そのような形になっていくのか非常に難しい問題だと思っております私自身。

しかし、小田部委員の言ったようなことも鑑みたら、絶対反対という形を今後とっていけるものかどうか、非常に迷うところもございます。

あえて言うなら、請願・陳情に対しては、全会一致を旨とする中で、委員長の計らいに私たちの会派は従う形をとるのがせいぜいです。

○渡部眞美委員長 わかりました。

○佐々木玲子委員 2会派からお話がありましたけれども、2会派というか、お2人からありましたが、言っていることはそのとおりだと、私がちょう

ど初めて議員になってから3期目のときに議員年金が廃止になりました。

そのときに一度議論になったのが、これからこの年金まで廃止になってしまったら、専門化が進んでいる中であって、本当にまた、なり手がさらに難しくなっていくのではないか、これからどうしたらいいのか考えていかなければいけないのではないかと、そういう話が出て経過をたどってきたとっておりますので、この意見書に書かれているように、地方議会における人材確保の観点、そういう点からいくと、そしてまた、幅広い政治参加を募っていくという点から考えても、これはやはり厚生年金の加入を求めるというのは必要なことではないかと思っておりますので、私どもは採択をしたいと思っております。

○工藤英治委員 必要ではない。

○松浦敏司委員 先ほど工藤委員から言われて、確かにそれは一理あると思っております。

ただ、問題はもともと議員年金があったので、それが結局、国会の中でいろいろな不祥事がある中で、国会議員の議員年金というのが問題になって、最終的にはもう国民世論によってなくさざるを得ない、そういう中で地方議会も実はそのとばっちりを受けたと言いますか、地方議員の議員年金がそんなに高いものかといえばそんなことは決してなくて、そういう中で何とか議員をやめた後も生活していく上で、少し生活ができるような年金を、それで全て生活できるものではないけれども、その一部として使っていたのだらうというふうに思いますが、それは結果としてなくなってしまった。

今、地方議員はどうなるかといえば、議員をやめた段階でいきなり全ての周りの人たちとの関係を絶つなどということとはできない。

結局は一定の費用がかかると、それをどうやって暮らしていくのかという点が非常に大変な問題であると。

だからそういう意味では、では今何ができるのかというふうなこと考えたときに、やはり現状で考えると、この厚生年金に加入という方法しか、今のところ議員年金を回復しない限りこの方法しか頼るところはないと、法的ないろいろな矛盾、工藤委員が言われたような矛盾については、ぜひ国のほうで、その辺での矛盾が起きないような形を考えてもらえないのかなという点で、この意見書については、私は賛成し、採択すべきだと考えます。

○渡部眞美委員長 ほか。

今、種々委員の皆さんからこの内容についての御意見があったところでありますが、ほかの会派の皆さんどうですか。

結政の会さん。

○田島央一委員 意見書については賛成の意で考えています。

それぞれ考え方や、やり方はいろいろあると思います。

厚生年金なのか例えば、市役所の共済に入っているとかなど、いろいろなやり方はあると思うのですけれど、身分というか待遇の部分を含めて、そういうものはしっかりあったほうがいいのかと思うのですが、過去にあった議員年金はやはり掛けた期間と支払うところのバランスが一般の市民から見て不公平感が、優遇されているというところがあって、いまだに誤解があり、多分皆さん議員はそうだと思いますけれども、おまえら議員年金もらえるのだらうということはいまだに言われるのです。

国会議員の中選挙区時代に当選していた人しかそれはしないのだけれども、本当にその誤解がずっとあり自分自身も議員年金は払っていたのだけれども、途中で都道府県は制度がなくなりましたし、市町村も合併して支える側が圧倒的に少なくなって、この制度としてもうだめなので、やはり違う形での制度があつていいのかなと思っています。

不公平感がないような、一般市民の人から理解が得られるような形の年金制度があつてしかるべきかなと私は思っていますので、そういった意味で賛成の意で、この意見書案には考えております。

以上です。

○渡部眞美委員長 各委員の皆さんから御意見をいただきまして、大方の賛成者をもって採択すべきものと決定したいのですけれども、よろしいでしょうか。

○松浦敏司委員 委員長の計らいで。

○渡部眞美委員長 大方の意見で反対とは言いませんけれども。

それでは意見書の準備がありますので、暫時休憩いたします。

午後2時51分休憩

午後2時58分再開

○渡部眞美委員長 それでは再開をいたします。

お手元に地方議会議員の厚生年金の加入を求める意見書案がありますが、内容について御確認をいただけたらと思います。

この内容でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは委員長名により、委員会として意見書案を本会議に上程することに決定いたします。

また、意見書の提出先は、地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び関係行政庁に提出することに決定をしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように報告をいたします。

以上をもちまして審査は終了いたしました。

以上をもちまして総務経済委員会を閉会いたします。

午後 2 時59分閉会
